

理髮衛生學

# 理髮衛生學目次

第一章 空氣	一	第五章 營養素	二八
第一節 空氣の成分	一	第一節 營養素	二八
第二節 空氣の必要なる理由	二	第二節 營養價	三一
第三節 主なる空氣の成分に就て	三	第三節 食料の選び方	三二
第四節 氣温	一	第四節 食料品	三四
第五節 氣壓	一三	第五節 調味料及嗜好品	三八
第六節 風	一五	第六節 調理と攝食の注意	三八
第二章 水	一五	第六章 家	四〇
(甲) 水道	一八	第一節 家の目的	四〇
(乙) 井水	一九	第二節 建築に就いての注意	四〇
第三章 衣服	二四	第三節 換氣法	四二
第四章 浴(入浴、沐浴)	二六	第四節 採光法	四五
		第五節 室温調節法	四八
		第九章 汚物處分法	五〇

# 理髮衛生學

衛生學とは、私共が現在健康である事を續けて行くは勿論のこと、尙もう一層健康を増して行くべき方法を研究する學問である。即ち「健康保持」と「健康増進」の方法研究が目的であるが、之れが爲に空氣・土地・水・衣服・浴・營養・家屋並に廢棄物の處分等、日常私共の生活に關係深き事物に就いて考究するのである。

## 第一章 空氣

### 第一節 空氣の成分

空氣は「酸素」と「窒素」四の割合なる混合物であつて、尙此他に極めて少量の「炭

# 理髮衛生學目次

第一章 空氣	一	第五章 營養素	二八
第一節 空氣の成分	一	第一節 營養素	二八
第二節 空氣の必要なる理由	二	第二節 營養價	三一
第三節 主なる空氣の成分に就て	三	第三節 食料の選び方	三二
第四節 氣温	一	第四節 食料品	三四
第五節 氣壓	一三	第五節 調味料及嗜好品	三八
第六節 風	一五	第六節 調理と熟食の注意	三八
第二章 水	一五	第六章 家	四〇
(甲) 水道	一八	第一節 家の目的	四〇
(乙) 井水	一九	第二節 建築に就いての注意	四〇
第三章 衣服	二四	第三節 換氣法	四二
第四章 浴(入浴、沐浴)	二六	第四節 採光法	四五
		第五節 洗濯節法	四八
		第九章 汚物處理法	五〇

# 理髮衛生學

衛生學とは、私共が現在健康である事を續けて行くは勿論のこと、尙もう一層健康を増して行くべき方法を研究する學問である。即ち「健康保持」と「健康増進」の方法研究が目的であるが、之れが爲に空氣・土地・水・衣服・浴・營養・家屋並に廢棄物の處分等、日常私共の生活に關係深き事物に就いて考究するのである。

## 第一章 空氣

### 第一節 空氣の成分

空氣は「酸素」と「窒素」四の割合なる混合物であつて、尙此他に極めて少量の「炭

酸・水蒸氣などのやうな瓦斯體と、「塵埃」・「細菌」を含んでゐる。

### 第二節 空氣の必要なる理由

空氣を吸入すると、其中に存する「酸素」は肺臟に於て血管の内に入り、血液中の「血色素」へモクロピンと結合して、身體中の「組織」に運ばれ、此處で酸化作用を行はしめ、其結果熱・体温が出来る、此熱に依つて私共は生きて行くのであるから、動物體の生活の爲には、空氣は暫くの間もなくはならぬものである。

要するに私共の身體に空氣の必要なのは、主として「酸素」が入用なのである。

注	私共の身體に必要なは「酸素」であるから、成るべく「酸素」の多い空氣の中に生活するやう、
意	注意しなければならぬ。

「酸化作用」マツチが燃え、瓦斯に火がつき、火事が起るのも皆酸化作用である。

そうして其爲に熱が出来る、これと同じやうに私共の身體の中では常に「榮養物」が「酸素」の力に依つて燃えてゐて、この爲に「体温」が発生してゐるのである。

### 第三節 主なる空氣の成分に就て

#### 第一 酸素

##### 一、酸素の作用

###### (1) 動物體内に於て

酸素は赤血球の中にある「血色素」と結合し、「酸化へモクロピン」となつて身體中を循環し、酸素の入用な組織に行くと、「へモクロピン」から離れて、酸化作用を行ひつつあるのである。

###### (2) 動物體外に於て

燃燒、腐敗を始めとして、其他の酸化作用例之鐵を鋪させるやうな働をもなしてゐる。

### 二、酸素の循環

動物體の組織に於て酸化作用の爲に出來た炭酸瓦斯は、血液に運ばれて肺臓に來り、此處で呼氣に混じて體外に呼出せられる、植物は此炭酸瓦斯を取つて分解し、酸素を空氣中に放出するから、動物は又之れを吸入して血液中に入れ、酸化作用を行ふのである、斯の如く「酸素」が動物體内では炭酸となるが、植物により分解せられて、再び酸素となると云ふ工合に、動物植物間をめぐつてゐるのを「酸素の循環」と云ふのである。

注	植物は私共の身體に必要な「酸素」を作つて空氣中へ放出して呉れるから、私共は植物の多い所に生活するのが、健康上宜しいのである。
意	

## 第二 窒素

空氣中の「窒素」は、私共の生活に對して、直接には深き關係を有つてゐない、然し他の瓦斯體殊に「酸素」を薄めてゐる働がある。

## 第三 炭酸

### 一 發 生

(イ) 人や動物の呼吸に依つて出来る。

(ロ) 燃燒・腐敗・酸酵作用などによつても出来る。

「酸酵」酸酵素と云ふもの、働によつて、穀類などが分解する事を云ふので、例之酒・醬油・味噌などの出来るやうなのである。

### 二 空氣中の含有量

「炭酸」は室内に於ては多量に含んで居ることがあり、これに依つて中毒するこ  
ともあるが、室外に於ては極めて少量で、大抵一萬分の三ぐらゐである。  
一ヶ所に「炭酸」が澤山生じて、風が運んだり、植物が吸収したりするので、  
すぐ少くなるのである。

注	室内に於ては「炭酸」が随分多くなり、これに依つて中毒する事があるから、常に換氣と云ふ事に氣を付けねばならぬ。
意	

### 三、炭酸の害

室内で「炭酸」が多くなれば中毒することがある。殊に炭酸のある所には之れよりもモット有害な「酸化炭素」などがあるから、恐ろしいのである。  
此空氣は「新鮮」であるか、「汚染」されてゐるか」と云ふ事を検査するには、空氣中の炭酸の量を測り、炭酸量が多ければ「汚染」してゐると決めるし、炭酸が少

ければ「新鮮なり」と決定してゐるのである。

### 四、中毒症状

頭痛・眩暈・嘔吐・全身倦怠を訴へ、呼吸困難を起し、遂には窒息によりて死ぬ。

## 第四 酸化炭素

### 一、發生

- (イ) 燃燒殊に不完全燃燒
- (ロ) 燈用瓦斯の中に澤山含んでゐるから、瓦斯が漏れたときは、室内に表はれる。

### 二、酸化炭素の害

酸化炭素が血液内に入ると、酸素よりも早く血色素と結合して「酸化炭素ヘモクロビン」となり、然も容易に離れない。之れが爲に酸素が組織に運ばれる邪

魔をするから、自然体内の「酸化作用」が行はれないので、人も動物も死ぬより外に道はないのである。

注	意
理髪店舖には、部室の小さいのに、多人数入り込んだり、炭火や瓦斯の燃える所が多かつたりして、空氣の汚染される事が澤山あるから、成るべく「炭酸」や「酸化炭素」を発生させるものを少くせなければならぬ。	

### 第五 水蒸氣

#### 一 濕氣

空氣中には常に水蒸氣を含んでゐる、此水蒸氣を「濕氣」と云つてゐる。雨や雪・霧などは天空にある水分が凝結して地上に降つて來るものである。

#### 二 濕氣と人體との關係

- (1) 空氣が「乾燥」してゐる時
  - (イ) 暑いならば——身體からドンドン水分を取られる、自然渴を訴へる。
  - (ロ) 寒いならば——咽頭を悪くする。
- (2) 空氣が「濕潤」してゐる時
  - (イ) 暑いならば——蒸暑く感ずる。
  - (ロ) 寒いならば——感冒に罹り易い。

### 第六 塵埃及細菌

#### 一 塵埃の害

- (イ) 身體の表面即ち皮膚殊に毛髮並に粘膜等を汚す。
- (ロ) 太陽の光線殊に「紫外線」を遮つて、私共の健康増進の妨をする。都會の塵





(ロ) 海面から上へ昇る程寒い(富士山頂など寒い譯である)

(ハ) 潮流の關係、赤道の方から来る「暖潮」(くろしほ)の流るゝ所は暖いし、北極

などから来る「寒潮」の流るゝ所は寒い。

(ニ) 海岸・島は山國などよりも氣候が良い。

(ホ) 都會は田舎よりも暖い。

四、一日の中では

午前二時から四時頃最も寒く、午後二時頃暑い。

五、温度を測るには

「寒暖計」を用ふ。

六、氣温と人體との關係

(イ) 急激なる氣温の變化は健康を害する。

(ロ) 氣温が高ければ細菌の發育は良くて、傳染病が流行する、それだから夏

は傳染病が流行する事が多いのである。

### 第五節 氣 壓

一、氣壓とは

空氣の壓力を云ふのである、これを計るには「氣壓計」と云ふものを用ふる。

「氣壓が高い」(高氣壓)と云ふ事は空氣が濃いので、「氣壓が低い」(低氣壓)とは空氣が薄いのである。

二、正常氣壓(一氣壓)とは

七百六十耗である。

長さ三尺位の硝子管に、水銀を入れ、之れを倒にして水銀を盛りたる器の中に立てると、水銀は五寸計りは下るが、それからは降らぬ、然しこの水銀の高さは一定不變ではなくて、空氣の濃いときは高く、空氣の薄いときは低い

さうして空氣の正常なるときの水銀柱の高さは約二尺五寸(七百六十耗)である。これを「一氣壓」と云ふのである。  
「高氣壓」(空氣が濃い)と云ふのは七百六十一耗以上、「低氣壓」(空氣がうすい)と云ふのは七百五十九耗以下である。

### 三、氣壓の變化

(イ) 氣温が高くなれば氣壓は低く、氣温が低ければ氣壓が高い。(夏は空氣がうすく、冬は空氣がこい譯である)。

(ロ) 土地は高くなる程氣壓は低くなる、富士山頂には空氣は薄いのである。

### 四、氣壓と人體との關係

氣壓の高い所から、急に低い所に出れば、鼓膜が破れ、血行に障害が起つて死亡することがある。

## 第六節 風

### 一、風とは

空氣の運動である、即ち高氣壓の處から低氣壓の所へ吹くのである。

### 二、風と人體との關係

(イ) 空氣の性質を平均する。

(ロ) 體温の發散を助ける、故に夏は暑さが凌ぎ易いけれども、冬は感冒に罹り易い。

(ハ) 大抵南風が吹けば暖く、北風のとときは寒い。

## 第二章 水

### 一、水の必要

- (イ) 私共身體の重さの六割五分は水である。例之體重十五貫を有する人は、其内の九貫七百五十匁は水の重さである。
- (ロ) 人の生活するに一日少くとも二斗二升の水が入る。東京市民は一人一日平均八斗五升からの水を費してゐる。如何に水が私共の生活に大切であるかが知られる。

### 二、水の成分

水は「水素」と「酸素」との化合物である。然しこのやうな純粹な水は、自然には存在しない。大抵は空氣・炭酸等の瓦斯體や、食鹽・鐵・硫黃等の礦物を含んでゐる。

### 三、飲料水としてどの様な水が良いか

- (イ) 清涼な味がなければならぬ。
- (ロ) 無色無臭で、透明でなければいけない。
- (ハ) 温度は攝氏の十度位が良い。

- (ニ) 多少「カルシウム」・「マグネシウム」等を含んでゐなくてはならぬ。
- (ホ) 混在物があつてはならぬ(食物や木片、子子など)
- (ヘ) 水が病氣の媒介をしてはならぬ(それであるから飲料水の中に毒物が入つてゐたり、寄生蟲の卵があつたり、又チフス菌・コレラ菌等がゐてはならぬ)
- (ト) 水量は充分でなければならぬ。

### 飲料水の選擇條件

- |     |                |
|-----|----------------|
| (1) | 清涼ナル佳味アルヘシ     |
| (2) | 無色・無臭・透明ナルヘシ   |
| (3) | 適當ナル温度及硬度ヲ有スヘシ |
| (4) | 肉眼的異物ヲ含ムヘカラス   |
| (5) | 疾病ノ媒介ヲナスヘカラス   |
| (6) | 供給量ハ充分ナルヲ要ス    |
- 理发店舖に於て客の爲に使用する水も、成るべくこんな水でありたいものである。

四給水法

(甲) 水道

(1) 水源

河湖水又は地底水を用ふるのであるが、地底水の方が遙によろしい。

(2) 浄水の方法

- (イ) 「沈澱」 川水を沈澱池に導き、極めて静に流し乍ら、汚泥を沈澱せしめる。
  - (ロ) 「濾過」 石・礫・砂・細砂を用ひ、厚さ四五尺の層を濾過する。
  - (ハ) 「化學的澄清法」 雨降の後に、濁りを去る爲に明礬を用ゐて、汚泥を沈澱せしむる法である。
- (3) 浄水の效果
- (イ) 濁りを去り、
  - (ロ) 非常に細菌の数を減じ、
  - (ハ) 有害なる化學的物質を無

害とする。

注	意
水道水は安全である、よろしく生水のまま	飲むべき水である、理髪店舖には水道の引用の出来る限り、水道水を使用する事が、公衆衛生上大切な事である。

(乙) 井水

(1) 泉源

地底水である。

(2) 井水の良否

「井水」は善良であるけれども、我國在來の井戸は構造がよくない爲に、井水が汚染されて、衛生上の危険が多い。

井戸のよくない點は、上が開放されてゐると云ふ點である。この缺點を補ふものは掘抜井戸「管井」など閉鎖式の井戸である。

(3) 「閉鎖式井戸」と開放式井戸との比較」

「掘抜井戸」や「管井」などは上が開放してないから、衛生上絶對安全であるが、「ポンプ井戸」や「釣瓶井戸」は衛生上殊に防疫上極めて不安心なものである、今兩者を比較すると、

開放式井戸	閉鎖式井戸
一、獸畜類・昆蟲・塵埃・木竹片等飛込ムコト多シ 二、人ノ墜落・溺死スルコトアリ 三、細菌ノ混入スルコトアリテ往々傳染病ノ媒介チナス。 四、子子ノ發生スルコトアリ 五、雨水・汚水時ニ尿尿チ混ス	以上ノ物ノ飛込ムコトナシ 人類ノ之レニ陷ルコトナシ 細菌ノ混入スルコトナシ 子子ノ發生スルコトナシ 雨水・汚水ハ勿論尿尿チ混スルコトナシ

以上の通りで、掘井は如何にも安心ならぬのである。

(4) 「掘井」に就て注意すべき點

- (イ) 便所や、下水や、汚水溜のやうな所から、三間以上の距離がなければならぬ。
- (ロ) 釣瓶井戸は勿論「ポンプ」井戸でも、井戸の上には家根を作り、蓋を設けておかねばならぬ、そうしないと雨水も這入れれば、塵埃、汚物も飛込むのである。
- (ハ) 井戸側は汚水の滲み込まないやうに瀬戸製のものか「セメント」製のものを用ゐ、継目の處は能く継合さなければならぬ、木製の井戸側は餘り感心したものではない。
- (ニ) 汲出し方法は「ポンプ」はまだよろしいが、釣瓶、車井戸は極めて危険であつて、時々病氣の媒となることがある。

(ホ) 井戸の掘下げは成るべく深い方がよろしい、普通の地層に於ても少くも十尺以下に掘下げねばならぬ。

〔井戸水の簡易な消毒法〕

一、薬のこしらえ方  
漂白粉十匁を「ビール」瓶に入れ水を加へて能く振りませ堅く栓をしておくこと一度「ガーゼ」の如きもので濾せば尙よろしい)

二、分量  
井戸水が五石位なれば漂白粉一匁(前記の方法で「ビール」瓶に拵らえたものなれば十分の一)を入れ釣瓶を動かしてませること。

三、効果と害  
薬品を入れて三十分経てば「チフス」菌、赤痢菌「コレラ」菌等すべて殺菌されますから飲でも差支なく、然も人體に少しも害はありませぬ。

四、回数

一日二回(午前九時、午後九時)入れれば確實です。  
此方法は歐米各國に於て盛に使用せられ、殊に米國では水道水をも之れで消毒して市民に供給してゐる有様である、警視廳に於ても震災以降「掘井」に對して、實行せしめつゝあるもので、(イ)薬は誰でも買求められ、(ロ)一回の消毒費用は二三厘で、(ハ)人體には少しも害はなく、(ニ)水道水と同じやうに安心して飲み得る利益がある。

注	理髪店舗などでは開放式の井戸を使用するならば、必ず此消毒を行つて安全な水を使用すべきである。
意	

(5) 其他の給水法

雨水・河湖水等は、色々危険な事があるから、使用しない方がよい。

### 第三章 衣服

#### 一、衣服の必要なる理由

- (1) 暑さ寒さを防いで、体温を加減する。
- (2) 皮膚を保護し、傷く事を防ぐ。
- (3) 垢を去り、皮膚の清潔を保つ。
- (4) 身体の醜き部分を隠す。

#### 二、衣服に就て注意すべき事項

- (1) 地質を選ぶには、(イ)成るべく温く、(ロ)軽く、(ハ)湿気と呼ぶ事が少く、然

も(ニ)身体の水蒸気の發散を妨げるやうなことの無いものでなければならぬ。

- (2) 肌着は「白地」に限る、又上着は夏は白地で、冬は黒がよろしい。

- (3) 衣服は強く締めてはならない、(イ)血液循環を悪くし、(ロ)内臓の發育を妨げる。

- (4) 衣服は度々洗濯すること。

- (5) 夜具は、着衣よりも温でなければならぬ。

- (6) 古衣は傳染病毒を受くる恐があるから、必ず消毒してから用ふること。

注	意
理髮師のやうに客の身體に直接觸れる職業者は、殊に衣類の清潔に注意せねばならぬ。	

### 第四章 浴(入浴)

#### 一、入浴の必要なる理由

- (1) 垢を去り、皮膚を清潔にする。
- (2) 血液循環を盛にし、新陳代謝をよくし、疲労を去る。
- (3) 精神を爽快にする。

#### 以上の外

- (4) 「冷水浴」「海水浴」は皮膚を丈夫にして、感冒を豫防し。
- (5) 「温泉浴」には夫れ夫れ病氣に對して効果がある。

#### 二、浴に就て心得べきこと

- (1) 温度は熱きに過ぎ、又冷きに過ぎてはならぬ。

- (2) 労働して直ぐ、食事の直ぐ前と直ぐ後に入浴するのはよろしくない。
- (3) 身體の冷えてゐる儘で、急に熱い湯の中へ入つてはいけなない。腦貧血を起す心配がある)お湯で身體を充分に濡めしてから入ること。
- (4) 身體の非常に弱つたとき、熱が出てゐる時は入浴は見合せこと。
- (5) 入浴後は乾燥した手拭で、よく拭ふこと(拭方が足りないと感冒に罹る恐がある)

注	意
理髮師は毎日一回必ず入浴すべきものである、これは(イ)客から受ける悪い病氣の豫防にもなり(ロ)疲労を去るし(ハ)客に接するとき常に清潔な身體でなければならぬからである。	



## 第五章 養素

### 第一節 養素

#### 一、養素とは

私共の生命を維持することと、身體を發育せしむる爲に必要な食物中の成分を云ふのである。

#### 二、養素の品目

養素とは、蛋白質・含水炭素・脂肪・水・鹽類・ビタミンの六種を云ふのである。

#### 三、養素の熱量

養素と云ふものは、身體の中の組織で、「酸素」の爲に燃やされ、熱體温を發せしむるものである。

(1) 養素の内、熱源となるものは、蛋白質・含水炭素・脂肪の三つであつて、

蛋白質	一瓦ハ	四・一カロリー
含水炭素	一瓦ハ	四・一カロリー
脂肪	一瓦ハ	九・三カロリー

の熱を出すのである。

〔一カロリーとは、一リートル(五合五勺)の水を、攝氏一度だけ温むる熱量である〕

(2) 日本人の大人が、普通に働いて、一日に二千四百カロリーの熱量が入るのである。さうして此熱量は、皆食物から得るのである。

#### 四、養素の代償

六つの養素は、何れの一つを缺いても、私共は生存して行くことは出来ない、どれもこれも必ずなくてはならぬものである。

## 五、ヴキタミン

「ヴキタミン」には種々の種類がある。

### 【ヴキタミンA】

- (1) 【性質】 此ヴキタミンは脂肪に溶解する。
- (2) 【作用】 動物の成長に缺くべからざるもので、これを食しないと成長が中止する。

(3) 【缺乏症状】 眼に角膜乾燥症が起り、又夜盲症が来る、佝僂病と云ふ病を起す、其他傳染病に罹り易くなる。

(4) 【多く含む食品】 果實・野菜・牛乳・肝油・卵黄・バター等

(5) 【全く含まざるもの】 白米

### 【ヴキタミンB】

- (1) 【性質】 水に溶解する

(2) 【缺乏症状】 これを食べないと、脚氣に罹る、日本人は白米を食するやうになつてから、脚氣を病むやうになつたのは此理由である。

(3) 【多く含むもの】 野菜・牛乳・卵・動物臓器等

(4) 【全く含まざるもの】 白米・脂肪類

### 【ヴキタミンC】

- 一、【性質】 水及酒精に溶解す、熱の爲に直ぐ破壊される點は注意を要する。
- 二、【缺乏症状】 壞血病に罹る
- 三、【多く含むもの】 新鮮なる野菜・果實・牛乳
- 四、【全くなきもの】 肉類・穀類・脂肪

## 第二節 栄養價

### 栄養價の多少

「此食物は栄養價が多いか少いか」と云ふ事を定めるには

(イ) 其食物中に「栄養分を多く含んでゐるか、少く含んでゐるか」と云ふ事が

第一に考へなければならぬけれども、其次には

(ロ) 「消化が良いか悪いか」と云ふ事も考へねばならぬことである。

それであるから、栄養分を多く含んでゐても消化のよくないものは「栄養價少し」と云ふのである。

### 第三節 食料の選び方

(1) 蛋白質と脂肪とは「動物食」から、含水炭素は「植物食」から攝ること。

蛋白質や脂肪は動物食の中には多く含まれてゐるから、動物食なれば少し喰べても必要なだけの蛋白質や脂肪は得られるが、植物食からこれらのものを必要なだけ得ようとするには餘程澤山喰べなければならぬと云ふ不都合があ

る。之れに反して植物食の中には含水炭素が澤山含まれてゐるから、植物食を少し喰べれば必要な含水炭素は得られる。それを動物食から得ようとする

と、澤山喰べなければならぬと云ふ缺點が生ずるのである。

(2) 消化吸収のよいものを選ぶこと。

(3) 自分の好きなものを攝ること。

(4) 混食すること。

(イ) 同じ献立で何日も続けることはよくない。

(ロ) 副食物は種類の變つたものを、幾品も喰べるとよい、殊に發育中の若い人には必要な事である。

(5) 完全食を取ること。

近來のやうに、總ての食物を、皮をむき、骨をとりと云ふ風で、「一個のものを完全に喰べると云ふ事をしないのはよろしくないのである、それで魚肉に

しても「小魚」を喰べて、頭も鱗も腸も骨も食べると云ふ風に、一つものゝ全部を食べる事を忘れてはならぬ、斯く小魚を全部食べるとすれば、又「カルシウム」も自然に食する事となるので結構である。

### 第四節 食料品

#### 一、肉類

「蛋白質」「脂肪」を多く含んでゐるものである。

##### (1) 獣鳥魚肉の比較

鳥獸魚肉は何れも同じやうな成分である、繊維の柔いのは魚肉であり、殊に日本人は獸肉を食する事よりも、魚肉の方が身體の爲によろしいのである。

##### (2) 肉類に就いての注意

(イ) 腐敗した肉の中には「ブトマイン」と云ふものがあつて、時にえらい中毒を起す事があるから、注意せねばならぬ。

(ロ) 牛肉等の中には「縲蟲」のやうな寄生蟲や、「結核菌」などが居る事があるし、魚介類にも寄生蟲や「チフス菌」「コレラ菌」の生存して居る事もあるから、生の儘に食せぬがよい。

(ハ) 魚類の中には河豚のやうに毒を有つてゐるものがある。

(ニ) 介類は一般に消化が悪い、割合に消化のよいのは蠣殻位のものである。

#### 二、卵

鶏卵が最も多く使はれ、蛋白質と脂肪が多い、半熟にして食すれば、消化がよい。

#### 三、乳汁

牛乳が最も多く使用せられてゐる。

(1) 成分

蛋白質(「カゼイン」として)脂肪・含水炭素・水・鹽類・「ビタミン」から出来てゐる。

(2) 牛乳飲用の注意

(イ) 配達された瓶の儘で飲んでならぬ——お鍋に移して軽く煮ること。

(ロ) 牛乳は高い熱に逢はせると、消化が悪くなる。

(ハ) 牛乳を栄養として飲むならば、相當の量と相當續けて飲むことが必要である——五勺ばかりの牛乳を飲んだり飲まなかつたりは効果のあるものではない。

四穀類

含水炭素の非常に多いもので、消化のよいものであるが、蛋白質・脂肪は極めて少いのである、それであるから米や麥の飯に、漬物だけでは私共の身體に必要な、蛋白質・脂肪が中々這入らぬから、自然大食をしなければならぬ

のである、私共は米麥飯には必ず少量の魚肉又は豆類のやうな蛋白質・脂肪を多く含んでゐるものを副へて食べるやうにせねばならぬ。

五豆類

蛋白質・脂肪が多いが、消化のよくないもので、多食すると下痢し易い、然し豆腐にすれば消化はよくなつて、貴い栄養品となるのである。

六野菜・果物

(1) 青葉の中には「葉綠素」と云ふものがある、これは「血色素」を作るのになくはならぬものであるから、成るべく新鮮なる青葉の野菜をたべること。

(2) 野菜・果物の中には「ビタミン」が含まれてあり、其中の「ビタミンC」は煮過ぎると壊はれて仕舞ふから、野菜は出来得るだけ生の儘にたべること。

(3) 野菜・果物は便通を良にするものであるから、適宜量宛毎日食すること。

### 第五節 調味料及嗜好品

#### 一、調味料

調味料とは醤油・砂糖のやうに食物調理の際、其味を良くする爲に用ふるものであるが、あまり量を増すとよろしくない。

#### 二、嗜好品

嗜好品とは、酒・煙草・茶のやうなもので、生活して行く上には是非なくてはならぬものでもなく、量を過すと直ぐ害を受けるものである。

### 第六節 調理と攝食の注意

#### 一、料理場は

- (1) 常に清潔にすること、兎角汚れ易いから特に氣をつけねばならぬ。

- (2) 汚水の排泄を良にし乾燥せしむること。
- (3) 鼠、蠅の入らぬやうすること。
- (4) 食片残物は、蓋のある汚物籠に入れること。
- (5) 料理人は特に手を清洗しなければならぬ、又「料理衣」を着用すること。

#### 二、攝食

- (1) 不消化物はよくない。
- (2) 成るべく時間と分量とを定めて食べること。
- (3) 充分に咀嚼すること。
- (4) 食物の温度は冷又は熱きに過ぎてはならぬ。
- (5) 間食はよくない、殊に理髮師のやうに夜食をして直ぐ床に入るのは悪い事である。

## 第六章 家

### 第一節 家の目的

#### 一、体温調節をなすこと

体温調節と云ふ事は皮膚の大切な仕事であり、次には衣服がこれを助けてゐるけれども、又家もこれを補助するのである。

#### 二、風雨を防ぐこと

#### 三、生命財産の保護をする

### 第二節 建築に就いての注意

#### 一、敷地

(1) 土地は高くて、排水は良、日當り風通しのよい處を選ぶこと——植木は健

康によいが、あまり繁茂し過ぎると、採光換氣を妨げ、敷地が乾燥しなくてよくない。

(2) 敷地の三分の一以上空地にしておくこと。

#### 二、屋根

(1) 家屋は餘り高くない方がよい、四階五階などは決して衛生上よいものではない。

(2) 屋根は熱の傳導の少ないものがよいから、草葺・板葺がよいけれども、火災の恐があるから、瓦が先づ結構、亜鉛板はよろしくない。

#### 三、室の大きさ

一人住まふには少くとも、氣積十立方米を要するのである——天井から床板まで二メートル半として、疊二枚の廣さを要する。

#### 四、室割

「居間」は南方か又は道路に面した方、「寢室」は東又は西に、「便所」は北方に選ぶこと。

五、窓

高くして、大きいことがよい。

六、床

成るべく高くして、床板は隙間のないやうにしておくこと

注	意
一、理髪店舗は時に随分多勢の人が入る事があるから、注意せねばならぬ。	
二、理髪師の「居間」は日當りや換氣の悪い事が多いが、都會地に於て、衛生上よくない事である。	

第三節 換氣法

一、室内空氣の汚染する原因

(1) 人や動物の呼吸により

(2) 採光法、温室法及燃焼

(イ) 瓦斯灯、「ランプ」蠟燭等の採光法、(ロ) 火鉢、「ストーブ」炬燵等の温室法、(ハ)

竈で種々の物を煮る等の燃焼作用

(3) 作業的汚染

仕事をする爲に空氣が汚れる、米屋、タドン屋等は其中の甚だしいもの、理髪店舗も刈毛等で汚染される。

(4) 病氣

殊に熱の高い病人など尙更である。

二、空氣が汚染したとは

(イ) 酸素が少くなり、(ロ) 炭酸が多くなり、(ハ) 酸化炭素のやうな悪い瓦斯も多く



なり、(ニ) 温度は高くなり、(ホ) 水蒸気も増し、(ヘ) 塵埃や細菌も殖える。

### 三換氣の必要なる理由

汚染せられた空気を吸入してゐては、健康を保つことは出来ない、それは(イ) 身體内の酸化作用は減するし、(ロ) 時に炭酸瓦斯中毒を起す、それであるから「換氣」即ち新鮮なる空気を呼び入れ、汚染した空気を排除する必要があるのである。

### 四換氣方法

#### (1) 自然換氣法

天井、壁、戸障子、床等の隙間から自然に換氣するものを云ひ、日本家屋には相當多く行はれる。

#### (2) 人工換氣法

人工的に行ふもので、窓を開くことが、何時でも行はれてゐる方法である。

#### 注 意

理髮店舖には空気が汚染の原因となるものは多く、然も多人数が居るのであるから、換氣と云ふ事には相當気を付けねばならぬ。

## 第五節 採光法

### 一日光の力

- (1) 日光は皮膚を刺戟して、細胞の働を亢進せしめ、酸化「ヘモクロピン」の出来る事を助ける、其結果新陳代謝は盛となり、精神は爽快となる。
- (2) 日光は空気を清潔にする。
- (3) 日光は殺菌作用を有つてゐる。

### 二採光方法

#### (甲) 【自然採光法】

日光の採光法を云ふので

(イ) 太陽と地球との距離

夏は太陽が近づくから明るく、冬は遠ざかるから暗い。

(ロ) 太陽の位置

朝晩よりも、真晝の明るいのは、太陽が頭の上にあるからである。

(ハ) 雲の有無

雲があれば暗いのは誰も知つてゐる處である。

(ニ) 窓の方向と大きさ

窓は南向が明るく、大きい程明るい。

(ホ) 光を遮る物の有無

遮光物がなくて空のよく見える税明るい。

(ヘ) 壁の色

白色は最も明るい。

(乙) 「人工採光法」

(1) 人工採光法とは、電燈・瓦斯燈・石油ランプ・「アセチレン」瓦斯燈・種油燈

蠟燭等によつて、光を採るのを云ふのである。

(2) 人工採光法には

(イ) 光は強くて、熱くないこと。

(ロ) 光の色は日光に近いものなること。

(ハ) 光を出す爲に悪い瓦斯を出して、室内の空気を汚染してはいけない。

(ニ) 爆発又は発火の恐のないこと。

(ホ) 光が動いてはならぬ。

(ヘ) 材料が高くてはいけないと云ふ條件を考へねばならぬが、結局電氣が一等よろしい、唯漏電の危険のあるだけがよくないのである。

注	理髮店舖の採光法としては、電燈が最も衛生的である。
意	

### 第六節 室温調節法

#### 一 適當なる室温

室温は攝氏十七度乃至二十三度華氏六十二度乃至七十三度がよろしいのである。

#### 二 夏季室温調節法

即ち「冷室法」であつて、室温を下げるのである、其方法は

- (イ) 窓を開くこと、(ロ) 庭前に水を撒く、(ハ) 窓には冷水に浸した布片を掛けること、(ニ) 床上に撒水すること、(ホ) 氷柱を置くこと、(ヘ) 扇風器を用ふること等である。

#### 三 冬季室温調節法

即ち「温室法」である、其方法としては

(1) 局所温室法(普通に行はれてゐるもの)

(イ) 火鉢・案火・炬燵等は衛生上良好でない。

(ロ) ストープは、折角発生した熱量が、室を温めないで、室外へ出る事が多いし、又温は柔かでない缺點がある。

#### (2) 中央温室法

熱湯、熱蒸氣、熱空気を一ヶ所で捲らえて、澤山の部室に送る方法であるが、火災の心配はなく、燃料を節約し得るし、室を汚さない等結構な點もあるが、設備に多額の金が入つて、何處にも作ると云ふ譯には行かないのである。

### 第九章 汚物處分法

#### 一 汚物の種類

- (イ) 糞尿。
- (ロ) 下水。
- (ハ) 塵埃。
- (ニ) 屍體。

#### 二 汚物の衛生上の害

- (1) 糞尿によつて傳染病を傳播せしむることがある。即ち糞尿が井水に混じ、又野菜に施されて「コレラ」・「チフス」・「赤痢」・「寄生蟲病の源」となる。
- (2) 糞尿又は塵埃により蠅を發生せしめる。
- (3) 總ての汚物は空氣・土地を汚す。
- (4) 總ての汚染は人に不快感を起さしめる。

糞
尿

#### 一 糞尿の處分法

我國の便所は「汲取便所」であつて、糞尿はこれを肥料にして居るのであるが、近時都會地に於ては下水に放流する事が行はれて來たのである。

#### 二 汲取便所の注意

- (1) 便所は料理場、食堂、井戸などから相當距つて居なければならぬ。
- (2) 便所は成るべく北に設け、殊に夏季夕日の當らぬやうすること。
- (3) 便所は特に清潔にし、度を汲取る必要がある。
- (4) 便壺は不透透性物質(甕のやうなものは悪い)を以て作ること。
- (5) 便所へは蠅か入らぬやうにしておくこと。

#### 三 特殊の便所

「水槽便所」「衛生局式便所」等は、蠅の發生が少くないし、臭氣はないし、極めて衛生的である。

下水

一、下水溝の種類

普通の下水溝は汚水や雨水のみを流すのであるが、「洗滌暗渠」といふのは、汚水・雨水の他に、「糞尿をも流す」もので、都市には漸次築造されんとしてゐるのである。

二、下水溝の注意

- (1) 不透透性の物質で作ること。
- (2) 開渠でなく「暗渠」にして臭気や、瓦斯の漏れぬやうにしておくこと。
- (3) 早く流すこと。

三、下水處分法

大都市の洗滌暗渠は、下水を一ヶ所に集めて沈澱・濾過・酸化・消毒を行うつ

て、清潔になつた水は河海へ流すのである。

塵埃

一、塵埃の處分法

- (1) 塵埃は土中に埋めておけば、清浄にされるものであるけれども、清浄になるまでの間には、井戸水を汚し、空気を汚染する等の危害がある。
- (2) 都會地では、各戸に「塵埃箱」を設けて、塵埃は之れに投入しおき、それを集めて、(イ)土地埋立に用ふるか、(ロ)肥料に供するか、(ハ)豚の飼料に供するか、(ニ)焼却して熱を利用してゐるのである。

注
<p>私共の住宅店舗を清潔にする要諦は、(イ)便の始末をよくすること、(ロ)下水の排除を良くすること、(ハ)塵埃の處分を衛生的にすること</p>

理髮細菌學

意

あるが、理髮店の如き公衆を相手の職業は特に此點に注意を拂はねばならぬ。

死

體

我國には埋葬の習慣があり、火葬するものは全國民の三分の一に過ぬけれども、土葬は土地を汚染するし、廣くもない日本の國の利用面積を小にするから、成るべく土葬の習慣を改めて、火葬をするやうにせなければならぬ。

# 理髮細菌學

意

あるが、理髮店の如き公衆を相手の職業は特に此點に注意を拂はねばならぬ。

荷、五四

死

體

我國には埋葬の習慣があり、火葬するものは全國民の三分の一に過ぬけれど、土葬は土地を汚染するし、廣くもない日本の國の利用面積を小にするから、成るべく土葬の習慣を改めて、火葬をするやうにせなければならぬ。

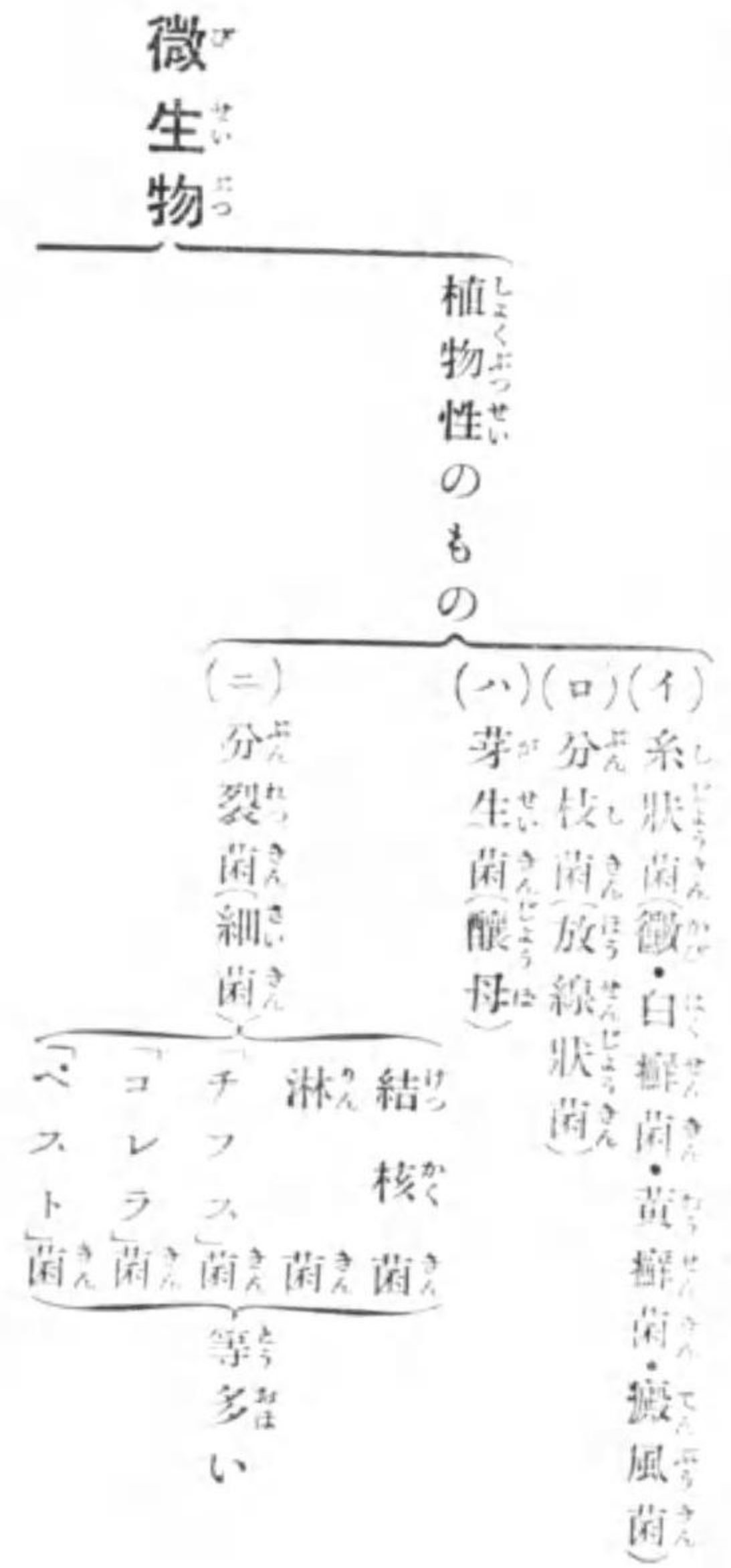
## 理髮細菌學目次

第一章	細菌とはどんなものか……………一	第六章	細菌の分裂方法……………八
第二章	細菌體はどんな風に出來てゐるか二	第七章	細菌の生活現象……………九
第三章	細菌の形……………三	第八章	細菌の死滅……………一〇
第四章	細菌の大きさ……………四	第九章	細菌の人體に對する關係……………一四
第五章	細菌の殖え方……………五	第十章	細菌の抵抗力と毒性……………一七
		第十一章	細菌検査法……………一九

# 理髮細菌學

## 第一章 細菌とはどんなものか

細菌は唯一つの細胞から出來てゐる生活體であるが、微生物即ち肉眼で見ることの出來ない小さなものゝ一種である。





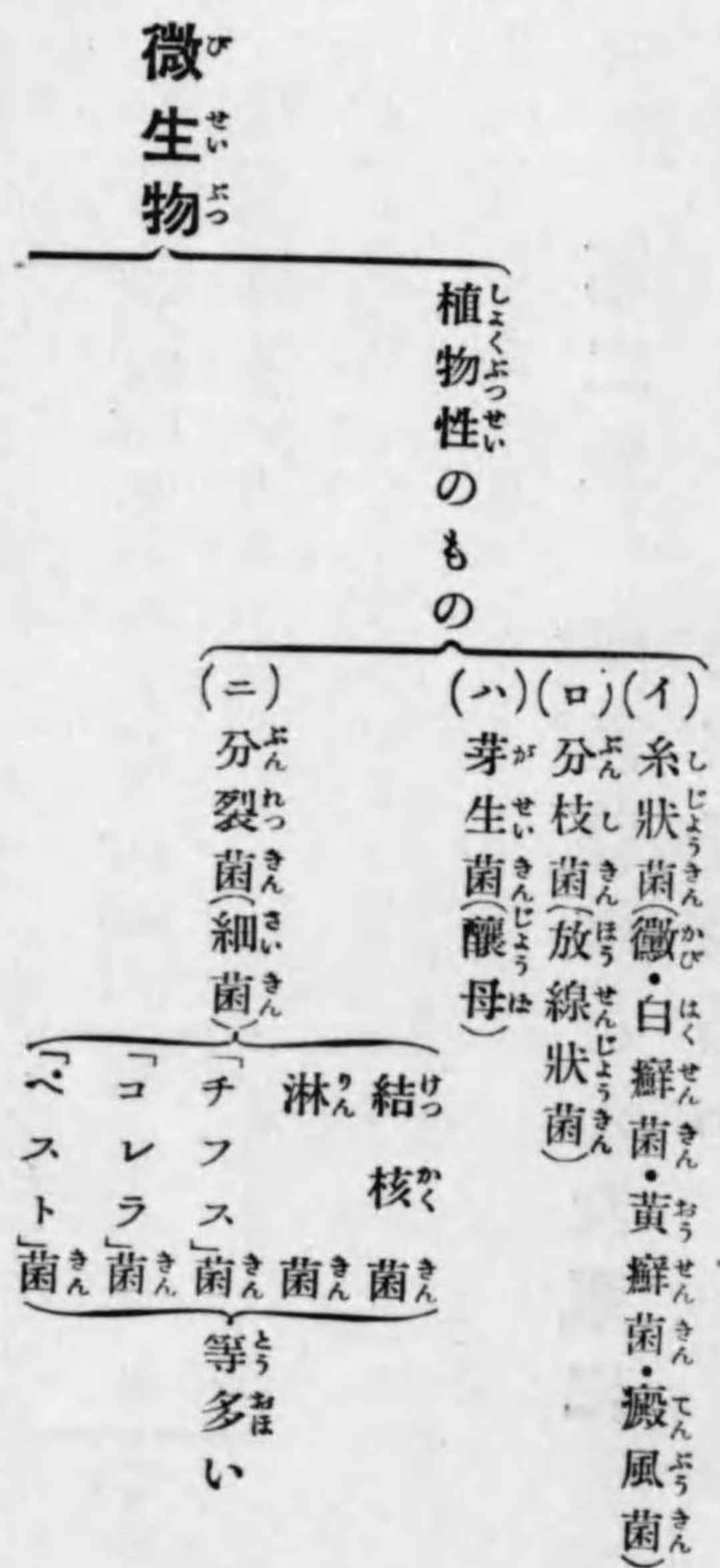
# 理髮細菌學目次

第一章 細菌とはどんなものか.....	第二章 細菌體はどんな風に出て来るか.....	第三章 細菌の形.....	第四章 細菌の大きさ.....	第五章 細菌の増え方.....	第六章 細菌の分裂方法.....	第七章 細菌の生活現象.....	第八章 細菌の死滅.....	第九章 細菌の人體に對する關係.....	第十章 細菌の抵抗力と毒性.....	第十一章 細菌検査法.....
		三			八	九	一〇	一一	一七	一九

# 理髮細菌學

## 第一章 細菌とはどんなものか

細菌は唯一つの細胞から出来てゐる生活體であるが、微生物即ち肉眼で見ることの出来ない小さなものゝ一種である。



動物性のもの………原蟲類

マラリヤ 毒 等の病原體  
微 赤痢アメーバ

細、二

## 第二章 細菌體はどんな風に 出来てゐるか

細菌は一つの細胞から出来てゐて

(1) どの細菌でも、(イ)被膜と、(ロ)原形質と、(ハ)核とから成つてゐる。しかし或細菌は

(2)「鞭毛」を有つてゐるものもあれば、「芽胞」を作るものもあり、「荚膜」を有してゐるものもある。

## 第三章 細菌の形

### 一 桿菌(細長い細菌)

「チフス」菌、「ペスト」菌、結核菌など何れも桿菌であるが、これを【大桿菌】【小桿菌】に分けることもある。

### 二 球菌(圓形の細菌)

淋菌、肺炎双球菌等此種に屬するのであるが、

- (イ)【單球菌】球菌が一つゐるもの
- (ロ)【双球菌】いつも二つ並んでゐる球菌
- (ハ)【四聯球菌】球菌が四つ揃つてゐるもの
- (ニ)【八聯球菌】四聯球菌が表と裏と云ふ風に重つてゐるもの
- (ホ)【連鎖状球菌】球菌が鎖のやうに連つてゐるもの

三、螺旋菌

(へ)【葡萄状球菌】球菌が葡萄の房のやうに密集してゐるもの

ネジのやうに曲つてゐるもの、微毒の原因である「スピロヘータ」などを原蟲類の中へ入れないで、細菌の一種と考へれば正に「螺旋菌」である。

第四章 細菌の大きさ

一「大きさ」 〇・四ミクロンより、三〇・〇ミクロンまで

二「幅」 〇・二ミクロンより、五・〇ミクロンまで

【ミクロン】一ミクロンと云ふのは、一ミリメートル(三厘三毛の千分の一である)。

(例)

- (イ) 脾 脱 疽 菌
  - 大きなものは六ミクロン (百六十個つなぎ合せると一ミリメートルになる)
  - 小さいものは二ミクロン (五百個つなぎ合せると一ミリメートルになる)
- (ロ) 流行性感胃菌
  - 大きなものは一ミクロン (一千個つなぎ合せると一ミリメートルになる)
  - 小さいものは半ミクロン (二千個つなぎ合せると一ミリメートルになる)

第五章 細菌の殖え方

一、天然の増殖

細菌は動物植物の体内を始めとして、空氣・水・土地の中など、世界到る所に存在してゐて、細菌の生活するのに都合のよい状態である時は、ドシドシ繁殖して行く、之れを天然の増殖と云つてゐるのである。

二、人工的増殖(培養)

細菌は人の力に依つても、増殖せしむることが出来る、即ち細菌の發育に必要な「榮養素」と「水分」「溫度」等を與へれば、盛に増殖するのである、この方法を細菌を培養すると云つてゐる。

〔培養基〕

培養基と云ふのは、細菌の榮養素を適度に配合して作り、人工的に細菌を發育せしむる爲に用ふるものである。

培養基は「肉汁」「プトン」「食鹽」の三つを「寒天」か「膠」に加へて、固形體としたものが一番多く用ひられる「寒天培養基」「膠培養基」然し細菌の種類に依つては、此他に鶏卵、牛乳、血液、血清等色々なものを用ひなければならぬ事がある。

細菌の發育條件

細菌を發育せしむるには、次のやうな條件が必要である。

(1) 榮養素、即ち溶解性蛋白質、含水炭素及鹽類が必要である。

(2) 水分

(3) 培養基の反應、大抵の細菌は「弱アルカリ性」の時に發育が良いけれども細菌に依りては時に「中性」又は「弱酸性」を好むものもある。

(4) 溫度、病原菌は大抵攝氏三十七度(血溫)で發育が良く、非病原菌は攝氏二十七度(室温)で發育する事が多い。

(5) 酸素、細菌に依つては發育の爲に酸素を必要とするものと、然らざるものがある、これに依つて細菌を分類して見ると、(イ)偏性好氣性菌、發育する爲に是非酸素を必要とするもの、(ロ)偏性嫌氣性菌、酸素のあつて發育しない細菌、(ハ)通性好氣性菌、酸素があつてもなくても發育する細菌である。

- (6) 日光との關係 日光の直射を避けないと發育し難いのである。
- (7) 培養基の靜置 培養基を動搖せしめては發育を妨げる。

## 第六章 細菌の分裂方法

普通の細菌は「分裂的増殖」を營むのである。細菌を一名「分裂菌」と云つてゐるのが之れが爲である。其方法を説明すると

- 一、方法 先づ一つの細菌は大きくなつて、約二倍位の長さになり、其中央に裂目が出来、とうとう二つの細菌になるのであるが、こんな風にして二個——
- 四個——八個——十六個と云ふ工合に分れるのである。
- 二、速さ 細菌が分裂して次に分裂するまでには、僅に二十分位しかかゝらない

夫れであるから今一つの細菌が居ると、十二時間の後には三百四十億個の菌となる勘定である。

### 【芽胞性増殖】

脾脱疽菌や破傷風菌のやうに「芽胞」を有つてゐる細菌は、周囲の状態が自己に不利になつて來ると、發育を休んで「芽胞」を作り待つて居るが、其内生活條件が良くなると、芽胞から菌體を作つて再び發育を始めるのである。

## 第七章 細菌の生活現象

- 一、營養分を攝取すること。
- 細菌は生きてゐる間は、次のやうな生活現象を表はすものである。

二、繁殖を爲すこと。

三、運動をなすこと、鞭毛を有つてゐる細菌は「固有運動」をなし、鞭毛なき細菌は

「分子運動」を行ふのである。

四、光を發し、熱を出す細菌もある。

五、新陳代謝生産物として「瓦斯」色素を出す細菌があるが、病原菌は「毒素」を出して

人體に病氣を發せしむるのである。

### 第八章 細菌の死滅

#### 一、自然的死滅

細菌と云ふものは、相當成長すると其菌體が二つに分れて「子體」(子供といふやうな意味)とな

り、其子體が成長すると又二つに分れて子體となるのである、此點他の動植物と全く違ふ所である、それであるから細菌は榮養素があり、溫度が適當であると云ふ風に、自己の生活に工合が良いと、決して死滅しないのである。然し乍ら實際に於ては、細菌の生活に都合のよくない條件が表はれて來る事が多いから、發育を停止し、自然に死滅するのである。

#### 二、人工殺滅法

即ち「殺菌法」である。

### 消毒方法

#### (1)「消毒」の目的

消毒と云ふのは、傳染病の傳播を防ぐ爲に、人工的に病原體を殺滅することである。

(2)「消毒」と殺菌との區別

消毒と云ふのは病原體だけを殺滅することであり、殺菌と云ふのは病原體は勿論、非病原體をも殺滅する事である。

(3)消毒方法の種類

(甲)理學的殺菌法

(イ)低温

例之氷の中へでも入れること、細菌に依つては弱るものもあるけれども、此殺菌力はあまり當てにはならない。

(ロ)乾燥 細菌は水分がなければ生きてゐられないのであるから、水分を奪ふ乾燥と云ふ事は一つの殺菌法ではあるが、これも有力ではない。

(ハ)光線 日光、ラヂウム線、エツキス線等種々あるが、日光が一番殺菌力が強い、唯物品の表面のみで深い所までは及ばない事は勿論である。

(ニ)乾熱 水分のない熱、焼却と云つて物を焼き捨てること、焼灼と云つて

金屬類などを熱して、赤くすることなどである、攝氏百六十度に三十分で菌體も芽胞も死滅して仕舞ふ。

(ホ)熱湯 所謂煮沸消毒で、攝氏百度に五六分位で菌體は全く死滅する。

(ヘ)蒸汽 流通蒸汽でも攝氏百度に十分位で菌體は死滅するが、更に緊張蒸汽と云つて壓力を加へると、攝氏百十度位で菌體も芽胞も直ぐ死滅する。

(乙)化學的殺菌法

化學的變化を起さしむる方法で、平易に云へば薬品を使用する方法である。

(イ)主として使用せらるる薬品としては、昇汞・石炭酸・クレゾール・石鹼液・燐製石灰・「クロール」石灰・「フォルマリン」・「アルコホル」等

(ロ) 理想的消毒薬としては ▲殺菌力は大 ▲然も人體に害が少くて ▲不快臭がなく ▲消毒する品物を損する事が少くて ▲價が安く ▲何處でも求め得られるものでなければならぬ。

### 第九章 細菌の人體に對する關係

#### 一 病原菌と非病原菌

細菌を人體に對し病氣を發せしむるか否かに依りて、次のやうに分類してゐる。

病原菌	別名	所	在	作	用
寄生性細菌		動物ノ生活體内		疾病ノ原因トナル	

非病原菌	腐敗性細菌	腐敗性物質内(動物ノ死體、飲食物、汚水等)	疾病ノ原因トナルコトナク、腐敗、酸酵ヲ營ム
------	-------	-----------------------	-----------------------

#### 二 病原菌の作用は特異性

病原菌は各菌種によつて、一定の病原作用を有つてゐる、即ちコレラ菌は常に「コレラ」病を起し、結核菌は必ず結核病を發するが如く、特異性である。

#### 三 細菌の侵入と發病の關係

人體には細菌の攻撃に對して、種々なる防禦装置を有つてをて之れを防ぎつゝあるから、細菌が人體内に侵入しても、必ず發病するとは限つてゐない。此關係は次のやうである。

(1) 發病する場合 細菌の勢が強くして、人體の防禦装置を破り、人體内に於て増殖し、健康状態を掻き亂すときは發病する。



(2) 【發病しない場合】人體の防禦装置が丈夫で、細菌の攻撃に勝つたときは發病しない、此人は免疫力を有つてゐる譯である。

(3) 【罹病後治癒する場合】人體の防禦装置が弱くて、一旦發病しても、漸次免疫力を發生して、細菌の毒性に勝つときは治癒するのである。

#### 四 人體の防禦装置

種々あるけれども、主なるものを擧ぐれば

(1) 【皮膚】身體の表面を被ふて、細菌が體內に侵入するのを防いで居る。

(2) 【粘膜】耳や鼻喉頭などの粘膜には毛があつて、細菌の侵入を防ぐ働をなし又胃液の如きものは強き殺菌作用がある。

(3) 【血液】血清の中に「アレキシン」(防禦素)と云ふ殺菌性物質が含まれてゐる。

(4) 【喰菌細胞】白血球の如きは、細菌を食して無害とするのである。

## 第十章 細菌の抵抗力と毒性

### 一 細菌の抵抗力

(1) 細菌の種類に依りて違ふ

(2) 芽胞を有つてゐる菌は抵抗力が強い。

(3) 細菌が喀痰とか尿尿などに包まれてゐると抵抗方が強い

〔細菌の種類に依つて抵抗力の違ふ例〕

チフス菌	赤痢菌	淋菌	乾菌	熱菌	昇球菌	石炭酸水	其	他
	八日乃至十日	五時間	乾燥	四十度ニテ数時間	二萬倍ニテ十分位			
	六十度ニテ一時間	五十八度ニテ一時間						
	千倍ニテ三十分	百倍ニテ直ニ						
	二十倍ニテ三十分	百倍ニテ三十分 三十三倍ニテ一、二分						
	氷ノ中ニ數ヶ月生存							

結核菌	乾	燥	熱	昇	承	水	石	炭	酸	水	其	他
二三週間	六十度ニテ一時間	九十度ニテ五分間					三十倍ニテ二十時間				日光ニテ六七時間	

(備考) 細菌の抵抗力を試験する事は非常に困難で、試験に用いた菌株、試験方法等で色々試験の成績が違つて来るので、必ず一概に云へないものであるから、此處には大體を示したのである。

## 二、細菌の毒性

- (1) 細菌の「種類」によつても違ふ。
- (2) 同じ細菌でも「時」によつて「毒力」の違ふ事がある。  
例之時々日本の國へ来る「コレラ」菌でも流行の年毎に毒力が違ふ、微毒でも日本人が日本内地で受けたのと、外國で受けたのとは毒力が違ふと云はれてゐる。
- (3) 感染した人の「年齢」「體質」によつて違つて来るのである。

# 第十一章 細菌検査法

## 一、細菌検査の目的

- (1) 【傳染病の病原體を發見する爲】に、
- (2) 【傳染病の診斷】即ち傳染病に疑はしい患者から材料を取つて、細菌検査を爲し、細菌を見出したり、反應が表はれたら、傳染病と決定するのである。
- (3) 【衛生學上又は傳染病豫防上の參考にする】即ち飲食物や、飲料水中の細菌検査を爲すなどである。

## 二、検査材料

血液、咯痰、尿、組織片など、例之チ「フス」菌検査に血液尿を用ひ、結核菌検査に咯痰を用ひ、癩菌検査に組織片を材料とするなどである。

### 三、検査の順序

目的に依つて一定しないけれども、大體次のやうである。

#### (1) 【無染色】染色検査】

硝子片の上に検査材料を塗り付けて「塗抹標本」を作り、染色しないで鏡検するか、種々の色で染色して鏡検する。

#### (2) 【培養】

(イ) 増菌法、検査材料の中に細菌が少かつたら、培養に依つて菌を殖やし、(ロ) 分離培養、他の細菌と目的とする細菌とが一緒にある場合には、これを分ける爲に、分離培養をなすのである。

#### (3) 【動物試験】

検査材料を動物(モルモット、兎等に)接種し、其動物の病状を觀察し又解剖をして見る、尙其動物の血液などを培養して見て研究する

#### (4) 【血清反應】

患者の血清を取つて、これを既に知り得たる細菌とを混じて、種々の反應を調べる、例之ツキダール氏反應と云ふのは「チフス」の診斷に用ひ、ワツセルマン氏反應と云ふのは「梅毒」の診斷に用ゐるのである。

### 四、検査の判定

- (1) 【陽性】と云ふのは、細菌が存在するか、反應の表はれたること。
- (2) 【陰性】と云ふのは、細菌が検出されないか、反應の表はれないのを云ふのである。

理髮店舖衛生法

(消毒方法)

# 理髮店舖衛生法目次

(消毒方法)

第一章 警察取締の根本	一	第八章 石鹼類	三九
第二章 清潔と消毒の必要なる理由	三	第九章 被服被布類	四一
第三章 清潔と整頓	八	第四章 消毒方法	四六
第一節 店舗	八	第一節 消毒方法の説明	四六
第二節 椅子	一七	第二節 消毒方法の實行	五六
第三節 洗場	一九	第三節 脱脂的洗滌法	五九
第四節 「タオル」蒸器	二五	第四節 外髪消毒法	六二
第五節 唾壺	二八	第五章 營業者並從業者の心得	六三
第六節 理髮器具	三一	第一節 結核豫防法に就いて	六四
第七節 刷毛類	三四	第二節 「トラホーム」豫防法に就いて	六八
		第三節 從業禁止の疾病	七〇
		第四節 「マスク」の使用に就いて	七一
		第五節 手の清潔消毒に就いて	七三
		第六節 營業時間に就いて	七四

# 理髮店舖衛生法

## 第一章 警察取締の根本

何れの府縣でも理髮營業取締規則の發布されてゐない所はない。而して此規則に據つて警察官憲が、理髮師や婦人美髮師を取締つてゐるのであるが、其取締の出發點は全く衛生警察の立場からである。昔の理髮師就中婦人美髮師の方には、保安警察殊に風紀問題の爲に、警察署は相當心配した事もあつたけれども、今日では業者の自覺によつて、全く此方面の心配は先づなくなつたと云つてよい状態で、愈々以て理髮師に對しては衛生警察のみの取締となつたやうである。然らば此衛生警察の方面から、理髮店舖婦人美髮師の店をも含むに對し、如何なる必要から取締をしてゐるかと思ふに、一言にして云ふならば、傳染病

# 理髪店舖衛生法目次

(消毒方法)

- 第一章 警察取締の根本……………一
- 第二章 清潔と消毒の必要なる理由……………三
- 第三章 清潔と整頓……………八
- 第一節 店舗……………八
- 第二節 椅子……………一七
- 第三節 洗場……………一九
- 第四節 「タオル」蒸器……………二五
- 第五節 睡簀……………二八
- 第六節 理髪器具……………三一
- 第七節 刷毛類……………三四

- 第八節 石鹼類……………三九
- 第九節 被服被布類……………四一
- 第四章 消毒方法……………四六
- 第一節 消毒方法の説明……………四六
- 第二節 消毒方法の實行……………五六
- 第三節 服脂的洗滌法……………五九
- 第四節 外装の消毒法……………六二
- 第五章 營業者並從業者の心得……………六三
- 第一節 結核預防法に就いて……………六四
- 第二節 「トラホーム」預防法に就いて……………六八
- 第三節 從業禁止の疾病……………七〇
- 第四節 「マスク」の使用に就いて……………七一
- 第五節 手の清潔消毒に就いて……………七三
- 第六節 營業時間に就いて……………七四

# 理髪店舖衛生法

## 第一章 警察取締の根本

何れの府縣でも理髪營業取締規則の發布されてゐない所はない、而して此規則に據つて警察官憲が、理髪師や婦人美髪師を取締つてゐるのであるが、其取締の出發點は全く「衛生警察」の立場からである、昔の理髪師就中婦人美髪師の方には「保安警察」殊に風紀問題の爲に、警察署は相當心配した事もあつたけれども、今日では業者の自覺によつて、全く此方面の心配は先づなくなつたと云つてよい状態で、愈々以て理髪師に對しては「衛生警察」のみの取締となつたやうである。然らば此「衛生警察」の方面から、理髪店舖(婦人美髪師の店をも含む)に對し、如何なる必要から取締をしてゐるかと云ふに、一言にして云ふならば、傳染病

理髪店舖で傳染する「理髪傳染病」の豫防からである。言ひ換へると公衆が理髪店舖へ来た爲に、病に罹ると云ふやうな災厄を防ぐ爲なのである。警察官憲が理髪店舖を取締る理由は、全く此目的に他ならないのである。今茲に理髪店舖に直接關係を有する法令を列記して見ると、

一、道廳府縣令「理髪營業取締規則」

二、大正八年三月法律第三十六號「結核豫防法」

三、大正八年三月法律第二十七號「トラホーム豫防法」

の三つが主なるものであらう。そうして之等の法令に記載してある主眼點は

(1) 店舖の構造に就いての制限

(2) 營業者從業者の技能についての制限

理髪師試験制度の實施は、全く此意味に外ならないのである。

(3) 清潔保持

(4) 消毒方法の施行

(5) 病毒傳播となるべき事項の制限

これは主として「結核豫防法」「トラホーム豫防法」に、種々なる規定がある等主なるものであるが、この關係法令を基礎として、理髪師並に美髪師の遵守すべき事項を「理髪店舖衛生法」と題して、説明する事とした。

## 第二章 清潔と消毒の必要なる理由

前に記載した五要項の中で、理髪師が日常實行して行くべき事は「清潔」と「消毒」とである。然らば何が爲に「清潔」と「消毒」の實行が必要であるかと云ふに

一、公衆衛生上、顧客の爲なること

理髪店舖に於ては日々多數の客に接し、殊に直接身體を取扱ひ、然も双物を

有つ職業である。業者の心掛如何に依つては皮膚を荒らし、毛髪を傷めて保健衛生上、顧客の身體に不良の影響を與ふるは勿論、時には皮膚、粘膜、呼吸器等より病原細菌を侵入せしめ、其結果傳染病を惹起し、甚だしきに至りては一命をおとす事さへもあるのである、現に

(イ)大正四年の候、東京帝國大學に教鞭を執つて居られた某博士、或日大學に近き理髪店舖に到り、鬚剃をなさしめられた所が、下顎部を少しく傷付けられ、軽く血をにじませて歸つて來られたが、翌日から其部に炎症が起り、發熱を見、とう／＼「丹毒症」と決定して大學病院に入院せられ、數日の後に亡くなられた事實があつた、大學では恐らく理髪店舖で感染したのだらうとの話であつたと云ふ事である。

(ロ)私は大正三年春から理髪店舖の視察を擔當し、毎日約四十軒平均も歩き廻り、二千戸以上も視ましたが、理髪店舖へ來て居る顧客の中には、種々なる患者があり、而も其數の決して少くないのに驚いたのである、白癬だの、「トラホーム」だのは申す迄もなく、肺結核らしいのもあれば、時には、前額部に黴毒性潰瘍のある客の顔剃を、平氣でやつてゐる事實を見受けた事もある、こんな患者を取扱つて居る理髪師には、靜に必要な注意を與へて歸つた事であつたが、斯の如き事を目撃した度毎に、理髪店舖へは世間の想像以上危険な客が相當多く來ること、従つて理髪師には是非皮膚、呼吸器等の傳染病に對する知識が必要であると感じたこともあつた、こんな工合で理髪店舖は衛生警察上、放任しておく譯に行かない業態である事を一層痛感するものである。

(ハ)理髪師に縁故深く、私の御懇意に願つて居る某男爵様の御令嬢が、十五歳の時轉地先で、婦人美髪師を雇はれた、程經て頭部に腫物が出來、醫師の診察を乞はれた所が「黴毒」と云ふ事で、非常に心痛せられ、段々原因を調



べられたら、婦人美髪師の「梳櫛」から来たものだらうと云ふ事であつたこの事である。

### 二、理髪師自身の爲なること

傳染病には職業上の感染のあることは改めて申すまでもないのであるが、理髪師が「丹毒」に侵される事は私の頻々耳にする處である、其他流行性感冒の流行時季に於ても、多數の理髪師が侵され、大正九年の流行の際等、警視廳管内だけでも、實に三十七名も死亡して居つて、他の職業の者に比し遙に多いやうな感じがする、之は其職業の性質にも因ることであるけれども、理髪師が清潔消毒又は傳染病に對する自己防衛が足りないからであると考へられる。

### 三、職業上の當然の義務であること

理髪師に對しては各府縣共理髪營業取締規則を制定發布して、清潔消毒等の義務を命じてゐる、其結果として業者は是非共之れを遵守すべき業務上の責

任がある、これが出来なくば業務を續けて行くことはいけな譯である。

(近時理髪師の知識は大分向上して參つたが、私が盛に理髪店舖の視察をやつてゐる時分には、助手徒弟の如きは勿論のこと、營業主ですら理髪營業取締規則の制定發布せられてゐる事をハッキリ意識してゐるものは誠に尠なかつたのである、婦人美髪師に於ては一層甚しいのである、規則の發布せられてゐる事すら知らぬ位であるから、規則を讀んでゐるものは曉天の星のやうであつた、こんな事では規則で命じてある事を實行する者の起らぬのも當然である、それで私は店舗視察の際、違反事項を一々規則に照合して反省せしむると共に、講習會の時は必ず規則を解釋教授する事に致した譯であるが、理髪師美髪師は必ず關係法規を大體承知しておく事に努めねばならぬ。

### 第三章 清潔と整頓

#### 第一節 店舗

##### 一、清潔にすること

店舗を清潔にすることは、何れの府縣の「理髮營業取締規則」にも規定してある。又こんな事は例令規則に書いてゐなくても當然守るべき事である。然るに理髮店舗の實際を見ると中々不潔なものが多し、朝早く臨検視察でもしやうものなら大變である。これは理髮師が如何にも夜遅くまで作業をする爲に、全く清掃をしないで就眠する、朝はユツクリ起るから、早く客を迎へたときは掃除をしないで作業をする事となり自然不潔となるのである。

私は理髮店舗に限らず、各種の營業者の店舗を視察する時には、先づ店舗に入るなり第一に「電燈の笠」「瓦斯燈のホヤ」を見、次には下駄の脱ぎ工合を見る

のである。何故かと云ふに、電燈の笠や瓦斯燈のホヤの上の掃除が行届かないで、澤山の塵埃が止まつてゐるやうならば、其店舗の全部が總て不潔である。考へても決して差支はない、反之電燈の笠、瓦斯燈のホヤが綺麗になつて居る店ならば、それは店舗中何處でも清潔が保たれて居るに違ひないのである。又下駄の脱ぎ方が正しいならば、それは其店の主人主婦の心持が「整頓に心を致して居る」事を證するものである。然るに下駄が極めて亂雑に脱いであるならば、夫れは店舗中の不整頓を意味してゐるのである。即ち私は電燈の笠は其店の清潔不潔のバロメーターであり、下駄の脱ぎ工合は其店の整頓如何を代表して居るのだと信するからである。

夫れから理髮店舗、婦人美髮店で注意を要する處は「姿見鏡の後方」である。理髮業者や婦人美髮師は悪い癖があつて、紙屑でも雑巾でも時には子供の足袋の古いのまで、鏡の後方へ押込む風がある。それはよくない癖であるから、

是非矯正せねばならぬ。

## 二 整頓すること

理髪師、婦人美髪師には物を整頓すると云ふ頭腦が不充分である、理髪店舖、美髪店舖へ行つて棚の上を見ても、道具の並べ方など何等の方針もなく唯「ここに置く」と云ふ風である、作業衣が壁にかけてある有様を見ても無茶苦茶である、こんな風であるから理髪店舖と云ふものは一層不潔に見え、客に不快を感じしむるのである、同じ香水の瓶を並べるにしても、背の高いのから順々に低いものを、レツテルは必ず同じ方向に向けておくと云ふ風に致した

らよからうと思ふのである。

理髪店舖へ顧客が理髪をしに行く目的には二つある、第一は勿論髪を短くし鬚を剃る事であるのは申すまでもないが、もう一つは「よい氣持になりたい」と云ふ希望もあるのである、私共にしても頭がクシャクとして堪えられぬ日な

ど理髪をするのはまだ少し早いやうな氣がするけれども、氣持をよくする爲に理髪店舖に行つて來やうと考へて出掛ける事も度々ある、婦人にしても髪を結び替へるには少し早くとも、氣持のサツパリするやうに美髪店舖へ行く人もあらう、この顧客の心理を考へるときに理髪業者、婦人美髪業者たるものは、成るべく店を綺麗にし整頓して、客の氣持をよくさせて上げたいと考へるべき當然の義務がある、此意味からも店を清潔にし整頓する事に努めねばならぬ。

## 三 營業に關係なき物品を置かぬこと

理髪店舖、婦人美髪店舖には營業に全く關係なき品物の並べてある事がいくらかもある、現に私が東京市内の理髪店舖を視察した時など、下谷區では何處へ行つても「海苔のつくだ煮」が置いてあつて、店へ來る客に販賣してゐた、又他の區では賣藥を取次いで居る店もあり、甚だしきは「りん病三日即治藥」など

を平氣で並べて居るのもある、又此外に兎を飼つたり、鶏を飼つたりしてゐる所もあると云ふ風で、不愉快な感じをする事も度々であつた。

少しく都會地を離れると、今でも理髮店舖は其村のクラブのやうな傾向がある、澤山若い者が集つて碁や將棋をやつて居る、俳句をやる、唄ひをやると云ふ風で誠に賑かな状態である、こんな事は社會教育からの可否は別問題として、理髮衛生と云ふ立場から考へては、餘り感心しない事であるが、成るべく止めて貰ひたいと思ふ、これを一步踏み違へると賭博の宿となるのである、理髮店舖が「床屋々々」で輕蔑された理由は他にも澤山あるけれども、この犯罪の宿であつた事も又一つの理由であつた事を考へる時には、業者が靜に三省せなければならぬ問題である。

近時理髮店舖が賭博との縁が遠くなり、婦人美髮師が男女媒介の非難から脱しやうとする傾を有つて來た事は、勿論業者自身の自覺に依るのではあるけれども、もう一つの原因は警察官憲が其取締をなす業態として何時警官が來るかも知れぬ状態の下に置かれた事が、大に與つて力があるのだと考へられる、此意味に於て警察當局の取締は、業者改良に大に力があつた譯である。

#### 四 刈毛箱を店舖外へ出すこと

理髮店舖には大抵店の中に「刈毛箱」が置いてある、甚だしきは土間に穴を掘つて「刈毛溜」が拵らえてある、これは刈毛が濕つた土と混じて腐敗をする、其厭な臭氣が店舖内に出て來る、顧客の爲にもであるが、二六時中此處に働いてゐる業者自身の爲に決して良い事ではないのである、これは床を張つてある店よりも土間其儘の店に於て特に害が大きいと思ふ。

そこで私は各店舖にサイダーの箱のやうなものを置き、刈込を濟ませた度毎に刈毛を其箱に掃き入れおき、夜いよく店を仕舞ふとき屋外にある「刈毛箱」へ移すことゝすればよからうと思ふ。

### 五 採光法に就いて

理髪店舗内の空気を考へて見ると、中々汚染度の多いものである事に気が付く。

第一に多人數集まつてゐる事が多い、第二に湯沸し、「スチームタオル」器、客用火鉢等火の燃える處が多くて酸素を消費し炭酸瓦斯を出してゐる、それに大體店は狭くて直ぐ空気が汚染し易い、又近頃理髪店舗は硝子戸を用ゐてゐて、これは紙障子よりも遙に換気がよくない、こんな風に店舗内の空気を考へると理髪師の保健上誠に憂慮に堪えない状態にある。

婦人美髪師も、近時「美顔美容術」等をやるやうになり、自然店舗内に瓦斯等使用する事が行はれて来て、室内の空気を汚染する事が多くなつて来た。

理髪店舗や、婦人美髪師の店の採光法には何がよいかと云ふと、夫れは電燈に限る、電燈は空気を汚染する事は絶対にないが、「瓦斯燈」「石油ランプ」等空気を汚染せぬものはないのである、「瓦斯燈」の如き三十燭光位のもので、人が六人棲んで居て呼吸するのと同じだけ、空気を汚がすと云はれて居る、この理由からして私は理髪店舗、婦人美髪師の店には電燈をお勧めするものである。

### 婦人美髪師

#### 一 毎日清拭すること

婦人美髪師の店の畳などは、例の「鬢付油」でニチャ／＼してゐる、美髪師の方は平氣であるけれども、お客の方では中々氣にしてゐる、それであるから毎晩店を仕舞ふときに、「炭酸曹達水」で拭淨する事にしたいものである。

以上の意味からして將來婦人美髪師の店は、板張、「リノリウム」敷、「キルク」板等として、其上に客の座はる「座蒲團」を敷くか、一方進んでは「椅子」を用ふるや

うに成るべきだと考へられるのである。

### 二 手洗場を設けること

婦人美髪師の店には洗面手洗場の設備のしてある處は少い、然し何れの府縣の理髪營業取締規則にも、作業の前後に手を洗ふことを命じてある、假令法令に命じてあつても手洗の設備がないのであるから、誰もやつて居ない、大抵は古新聞紙でこすつて仕舞つて居る、これは誠によくない事であるから、將來は是非洗面手洗場を設けること、そうして客にも手を洗はせ、時に顔をも洗はせて飯らせる事とすれば、誠に結構であると思ふ。

### 三 梳毛の始末

婦人美髪師の店では梳毛の始末が悪い爲に、汚なくなつて居る事が多いが、これは必ず一定の容器に入れて始末をすること、この梳毛は理髪師の「刈毛」よりも賣行のあるものであり、これを始末すれば店も綺麗になるから、一層此

點に留意すること。

### 四 座蒲團

客待室、作業室の座蒲團は、白布を以て覆ひおき、時々日光に曝し、又洗濯を怠らぬこと。

## 第二節 椅子

### 一 白布を以て被ふこと

理髪店舗で用ゐて居る椅子は時に革張もあるが多くはテレンプを張つてゐる、これを其儘用ゐたのでは垢着く計りでなく、少しく古くなれば外觀上からも體裁が悪く、従て毎度テレンプの張替をしなければならぬと云ふ譯で、經濟上から考へてもよくない、それで私は椅子の小枕、肘掛には勿論、腰をおろす所に座蒲團をおいて、夫れにも白い被ひをかけるやうに勸めて居る、私は

此方針を以て業者に對した處が、警視廳の井口は自分が醫師であるから、理髮店舖を病院のやうに白くするつもりか等と反對したのもあつた、ところが二三年経つて見ると、誠に心持もよいし、テレンプが損じないので大分經濟上にも工合がよい、唯白布を時々洗濯しなければならぬ手數はあるが、こんな利益があるので、今日では大に喜ばれてゐる次第である。

### 二 枕紙を用ふる事

椅子の小枕の上には客が直接頭首を載せるのである、甲の客が此小枕の上に病毒を殘して行つたならば、乙の客丙の客と順々に其の病毒は此小枕を介して擴げらるゝ恐がある、それで小枕には白布を以て被ふた上に、更に枕紙を使用し、これを一客毎に取替ることゝしたい、所が此枕紙は所に依ると古新聞紙を用ゐてゐる店もあるけれども、これは是非白紙又は白布を用ふべきである。

それから此枕紙は小枕の上に固定ささない事に致したい、固定させておくとツイ一客毎に取替へないで、二三人四五人にも使ふと云ことになり易いから、客が頭を離せば新聞紙も小枕から落ちると云ふ状態で使つて貰ひたいのである。

## 第三節 洗場

### 一 成るべく水道水を用ふる事

理髮店舖に於て洗髮洗面に用ふる水は、勿論清淨なるものでなければならぬ、此意味から市街地に於て水道水の供給せられて居る處では水道水を用ふべきである、何故かと云へば水道水と日本在來の堀井戸の水とは、衛生的に考へると水道水は遙に勝れて居り、井戸水は劣つて居るからである。

今其一例を擧げて見ると大正十二年に東京市衛生試験所の調査に據ると、東

京市の水道は濾過を終つていよ／＼これから市内に供給しやうと云ふ時には一瓦(正確に云へば一立)の中に水棲菌が僅に十五個であるのに、井戸水中の細菌は同じ一瓦の中に、一萬一千九十二個平均あつたと云ふ事によつて見ても、堀井戸の水が如何に水道水に劣つてゐるか云ふ事が分る、これを考へると顧客の頭を洗つたり、顔を洗はせたりする水は、成るべく清浄な水道水を選ぶべきである。

東京市内の業者の中には、營業所に水道水を引用し、平素は此水道水を使用して居ながら、夏季になると井戸水の温度が低いので、客の頭から水道水を注ぎかけてやるよりも、「井戸水を注ぐ方が喜ばれる」と云ふ單なる理由で、井戸水を盛に使用する傾向がある、これは考へるべき事だと思ふ。

### 【堀井戸に就ての考慮】

堀井戸の水は前に述べた如く、水道水に比較して衛生上よくない、然らば水道水を使用する事の出来ない業者は、井戸水に對して如何なる顧慮を拂つたらばよいかと云へば、それは次の二點を考へる必要がある。

(1)【井戸の改良】日本在來の井戸の缺點は「開放式」であるからである、即ち井戸側を入れて「ポンプ」又は釣瓶を用ゐてゐる事がよくないのである、上が開いてゐる爲に兎角汚物汚水が滲入し、時には恐るべき「チフス」菌等を混入して、傳染病流行の源となる事さへある、それであるから私は日本在來の開放式の井戸はどうしても「閉鎖式」のものに改めさすべきである、即ち管井・突貫堀・文化井戸など云ふものに改めなければならぬ、これは國民保健の爲に時には法令の力に據つても、この改良を爲さしむべきだと考へてゐるが、少くとも理髮店の如き客に接する業務所などには是非必要とする所である。

然し此井戸改良と云ふ事は、從來長い間の習慣もあり、相當經費も伴ふ事で



あるから、今直にと云ふ事は出来ないから、

(2)「晒粉の消毒」井戸水は「クロール石灰(晒粉)で一旦消毒してから客の洗髪洗面に用ふべきである、其の消毒の方法として、警視廳で各方面に頒布してゐる印刷物を記載すると、

井戸水の簡易消毒法

一、薬のこしらえ方

漂白粉十匁をビール瓶に入れ、水を加へて能く振りまぜ、堅く栓をなしておくこと(二度ガーゼの如きもので濾せば尚よろしい)

二、分量

井水が五石なれば漂白粉一匁(前記の方法でビール瓶に拵えたものならば十分の一)を入れ、釣瓶を動かしてまぜること。

三、効果と害

薬を入れて三十分経ては「チフス」菌、赤痢菌、「コレラ」菌等すべて殺菌されます

四、回数

一日二回(午前九時、午後九時)入れれば確實です

から、飲んでも差支なく然も人體に少しも害はありません。

兎に角斯くして安全なる水を使用すべきである。

二、水甕の位置を高くし、必ず蓋をなすこと

水道水を使用しない店舗にあつては、井戸水を溜めておく「水甕」が洗場の側に備付けてある、此水甕は水を汲入れ、水を汲み出す操作の利便から大抵洗場よりも低くなつてゐる、かく水甕の位置の低い爲に、洗場の汚水の一部が飛込むことが多い、これは誠によくない事であるから、多少の不便は忍んでも水甕の位置を今少し高くしたいと思ふ。それから何れの店の水甕にも大抵蓋を設けてある、然し多くの場合此蓋は取られて開け放しとなり、前に記し

たやうに随分洗場の汚水が飛込んでゐるのを見受ける。それであるから水甕には必ず蓋を忘れぬやうに注意すべきである。

三、含嗽用の「コップ」は成るべく客に提供せぬこと

理髪店舗には夏になると洗場に「コップ」がおいてある。客はこの「コップ」を使用して含嗽もやれば水も呑む。考へようによつては危険な事である。それは前にも申述べた通り理髪店舗へは肺結核患者も来れば、微毒のものもやつて來るのであるから、こんな含嗽用「コップ」を使はせない方がよいと考へる。然し時にはお客の方から「コップ」を借りたいと要求される事もあるから、そんな時は充分丁寧に洗滌したものを出して貰ひたいと注文してゐるのである。

賑やかな場所で相当流行つて居る理髪店の如きは、澤山の客が出入をし「コップ」の數も多い事であるから一客毎に

(イ)熱湯を注いで消毒する方法をやつて見てもよいし

(ロ)2% 硼酸水の中などへ浸漬する事もよいと思ふが、餘程よく理解しないと

續かないものである、それでせめての事に充分よく洗滌して「これだけは八釜敷勧めたいのである。

四、洗面器は清潔にすること

洗面器を清潔にすべき事などは分り切つた事であるが、時に洗滌の不完全な事もあり、又近時瀬戸引洗面器を使用し、穴のあいた所へ脱脂綿などを押込んで使つてゐる向もある、顧客の方から云へば洗面器は中々氣になるものであるから、何事を措いても新しきものと取替ねばならぬ。

第四節 「タオル蒸器

一、「タオル」は清潔に洗濯すること

理髪店舗に於て「スチームタオル」を使用するのはよい事である、其理由は美顔

術的の理屈は抜きとしても、冬季收缩したる皮膚を和らげ鬚を剃る者も剃り易いし、客の方も痛みを感ずる事が少く、従つて皮膚を傷ける事は少くなるから結構な事である。

然し其使用して居る「タオル」を見ると、洗濯の行届かない汚ないものを用ひ、時にはいやな臭ひさへ付いてゐるものがある、又實際見て居ると一人の客に使用した「タオル」を、洗濯しないで、又元の「タオル」蒸器の中へ入れてゐる事もある、これは必ず充分に洗濯せねばならぬ。

次に大切な事は「タオル」蒸器の「温度」である、理髪師は「タオル」蒸器に對してこれは「タオル」を温めるものだとの考だけしか有つてゐない、蓋し止むを得ない事であらうが、私共の立場では「温める」だけでは満足は出来ない、そこへ「消毒的の意味」を加へねばならぬ、これは申すまでもなく、「タオル」は直接客の皮膚に載せられ、それが次の客へ又次の客へと移つて行くものであるから、この「タ

オル」の取扱如何に依りては、甲の客の病毒を「タオル」を介して、乙丙丁と多數の人に傳播せしめないとは限らない、そこで「タオル」蒸器の温度を出来るだけ高くして、所謂「蒸氣消毒」をすべきである。

従来「タオル」蒸器には多くの場合「タドン」が使つてある、こんな事では「タオル」蒸器が高熱を保つ道理はなく、攝氏の四十度位が關の山で「自然消毒」の意味はない譯である、それには「瓦斯」がよい、これは容易に早く温度を昇らせる事も出来るし、又温度の調節も簡単に出来るからである、この「瓦斯」の使用ならば攝氏百度少くとも八十度迄位は上げる事が出来る、これならば次から次へと使用しても先づ差支はなからうと思ふ。

現在理髪器具商の手にて販賣されてゐる「タオル」蒸器は殆んど「檢温器」をつけて居らぬ、従つて「攝氏何度まで昇つたか」と云ふ事は正確に知り得ないけれども、先づ大體に於て、

「タオル」を手で持つて出すことは出来ない、漸く「タオル」の端を掴んで引き出し暫らく振り乍ら冷して、客の顔に當てる位の温度であつてほしい。  
又假に検温器をつけた所で、攝氏百度までは困難であり、毎日上げて居ると器械も直ぐ破損し易いから先づ攝氏八十度以上で満足してもよいと考へる。

### 第五節 唾 壺

#### 一、法令の根據

申すまでもなく理髮店舖に對し、唾壺を備付くべく命じてある、規定は「結核豫防法施行規則」である、即ち

第二條 學校、病院、製造所又鐵道電車船舶自動車馬車等發着待合所、劇場、寄席、活動寫真館、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、湯屋其他地方長官ノ指定シタル多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ

ハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

警察署長又ハ警察分署長ハ前項ノ規定ニ依リ配置セラレタル唾壺適當ナラス又ハ其箇數十分ナラスト認ムルトキハ期日ヲ指定シテ其變更又ハ増置ヲ命スルコトヲ得

唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ投棄スルコトヲ得ス

此條文によつて(イ)理髮店舖には唾壺を備付くること、(ロ)其唾壺は適當のもので、數が相當なければならぬこと、(ハ)若し不適當なものであらば變更を命じて、數が少なければ増置を命ぜらるゝこと、(ニ)唾壺の内容は消毒せなければならぬこと等が命じてある。

#### 二、唾壺の置場

理髮店舖の唾壺は小さいものならば柵の上に乗せておく、此場合には必ず「唾壺」と明示しておく必要がある、それには唾壺に紙の札を張つて置いたのでは

洗ふ度毎に剥げて仕舞ふから木札を以て「たんつほ」と書いておく必要がある。  
大なるもの(火鉢などを代用してあるやうな)は床板の上に直ぐおいた方がよろしい、これ程大きければ足にかけられる心配はないからである。

### 三、唾壺の消毒

唾壺の消毒については、「結核豫防法施行規則」第六條に據り規定されており、左の如く行ふべきである。

#### 【唾痰の消毒方法】

- (1) 普通最も多く行はるゝは「藥物消毒法」である。
- (イ) 「藥品」二十倍鹽酸加石炭酸水である。
- (ロ) 「分量及時間」唾痰と同容量の消毒薬を混じ、二時間以上置いてから捨てる。
- (2) 其他焼却法を行ふか、「煮沸消毒法」を行つて沸騰後三十分以上煮沸するのである。

(3) 二十倍鹽酸加石炭酸水と云ふのは

防疫用石炭酸	五分
鹽酸	一分
水	九十四分

九十四分である。

(4) 同容量と云ふのは唾痰と同じ分量。唾壺の内容物と同じ分量である、夫れであるから、唾壺の中に豫め入るゝ所の水を決して多くしないやうに多  
くすれば後に石炭酸水が多く入る。と云ふ事を承知しておくべきである。

## 第六節 理髮器具

### 一、清潔

理髮器具「バリカン」・「鉋」・「櫛」・「剃刀」等は、常に清潔に手入をすること、殊に「バリカン」は始終油を塗る關係上、毛が附着し易く、汚れ易いから、時々は

悉皆分解して清拭消毒を行ふべきである。

理髪師が剃刀を大切にされる事は、申すまでもない事であるのに、此剃刀の清潔と云ふ點に於ては尙遺憾の點が多い、即ち西洋剃刀の鞘の中を覗いて見ると、よく毛やら石鹼の汚ないのが着いてゐる、日本剃刀では大抵柄に布片を巻いてゐるが、それを何時から取替ないのやら、實に汚ない儘のものを使用してゐる事が多い、私は此日本剃刀の柄は一週一度宛、必ず白い布片で巻き替えるやうにと勸めてゐるのである。

### 二、消毒後の格納

理髪師は理髪器具を消毒したると、格納しないで出して置く癖がある、即ち(イ) 鋏はブラ／＼ブラ下げる、(ロ) 剃刀は柱に釘を並べて打つて、夫に横たえる。(ハ) 櫛は「筆立」のやうなものに差込んでおくと云ふ風である。こんな事をしておくと、塵はかゝるし、又消毒、未消毒の區別が分明しない恐がある。夫であ

るから、理髪器具の消毒が了つたら、必ず箱の中か、「机の抽出し」のやうな所へ格納すること。

### 三、剃刀箱

日本剃刀には二挺なり三挺なり一緒に仕舞ふ「剃刀箱」がある。この剃刀を仕舞ふ箱の内側は「テレンプ」が張つてある。理髪師は日本剃刀を使用し消毒洗滌をしないで、直ぐ此「テレンプ」の上に置くからそれが汚なくなる。であるから此剃刀は使用後消毒洗滌をした上で、此剃刀箱へ入れるやうに注意せねばならぬ。

## 婦人美髪師

### 一、器具の置場

従業者の立てる右手に「卓子」を置き、作業中の櫛・鋏等は、其卓子の上に整頓

しおくこと。

### 二 危険なる櫛

「梳櫛」と雲脂取に用ふる「解櫛」は、結髪用器中で皮膚に傷付け易く、最も危険なるものであるから、特に嚴重に消毒を行ふこと。

### 三 癖直し用器

癖直しに用ふる金盥の類は、常に清潔を保つこと、金盥は使用後、お湯を捨て、古新聞紙にて「脂垢」を拭ひ取り、後清水にて洗ふやうにすればよい。

## 第七節 刷毛類

### 一 雲脂搔刷毛(竹丸)

従来理髪店舖には「竹丸」と稱して、雲脂を搔く爲に傘の轆轤のやうなものを使つてゐる所がある、これは雲脂を搔くにはよいかも知れぬが、客の頭の皮

膚を傷けることは、夥しいものである。私は此「竹丸」の事を「理髪店舖の傷製造器」と酷評して、この不愉快な器具の撃退を期してゐるのである、昔からの習慣と價格の廉なる爲に今に全く影を潜めないのは、誠に遺憾とする所である。然し近頃は漸次此の「竹丸」が廢れて「セルロイド」製のものとなつたやうであるが、「此セルロイド」製のものも衛生上宜しいとは言ひ得ないけれども、「竹丸」に比較しては數等結構である。

### 二 カルカヤ刷毛

理髪店舖には「カルカヤ」(萱)の根で拵らえた硬い刷毛——雲脂搔用の刷毛がある、これも客に使用したる度毎に、洗滌消毒をやらなければならぬことは勿論である。斯くするには相當數を備付けておかねばならぬ、即ち従業者一名に付「カルカヤブラシ」十個位宛は用意すべきである。

高等理髪店舖とも云ふべき所には「二挺ブラシ」と稱するものを使用してゐる、

これは「カルカヤブラシ」と同じやうに、雲脂取に用ふるのであるが、一客に二挺宛を要するのであるから、勿論従業者一人に付二十個位を準備する必要がある譯である。

### 三、石鹼刷毛

鬚剃に用ふる「石鹼ブラシ」は従来毛を上にして「石鹼カップ」の側に立て、おいたものである。然し斯くすると汚い汁は毛の根元に溜り、嫌な臭氣を發するのみならず「石鹼ブラシ」の柄まで汚くなる、それであるから私は「石鹼ブラシ」は消毒を了つたならば、穂先を下にしてブラ下げるやうに勸めてゐるのである。此ブラ下げる爲には特に器械が出來てもゐるし、一等簡單にやるには、洗面場の近くに釘を二本打つて其間に挟ませるやうにブラ下げて結構である。

### 四、毛拂刷毛

理髮店舖には刈込後、客の顔面又は頸筋などに落込んだ刈毛を拂ふ爲に「毛拂ブラシ」と云ふのがあつた。これは矢張り一客毎に消毒洗滌を行ふのが本當であるけれども、價格も相當高く、到底「カルカヤブラシ」などのやうに、従業者一人に付十個も備付させる等云ふ譯には行かないから、少くとも二三本位は用意して、度々洗滌消毒を行ふやうにしてもらひたい。

一體私の考では此「毛拂ブラシ」は廢止したのである。こんなものを使ふことは、徒に負擔を多くするし、一客毎には消毒をしないから、病毒の媒介をする事もあらうと思ふ。それよりもこんな毛拂を用ふる代りに、刈込の時から少しく注意して、客の顔に毛の飛ばぬやう、又自分の身體にもそんな事のないやうにし、又刈毛は櫛を使つて刈布の上へ靜に下すやうにして、此「毛拂」を廢止したいと思つてゐる。

心なき理髮師は此「毛拂ブラシ」で客の頭や顔面も拂へば自分の消毒衣や手も拂ふと云ふ風にしてゐる。私はいつも客と業者との間には消毒を要すると云ふ



言葉を入釜敷云つてゐるのであるが、客の頭を拂つた「ブラシ」を消毒もしないで自分に使ひ、又消毒もしないで客に使ふことはよくないから、是非改め度いものである。

### 五 仕上刷毛

これは刈込が済み、洗髪も了り、脂をつけてから、髪を撫で付けるのに用ふる「ブラシ」である。此「ブラシ」も価格は相當に高く、到底一客毎に消毒する等云ふ譯には行かぬのである。尤も仕上「ブラシ」は毛拂「ブラシ」よりも危険は少い、何となれば髪を洗つて相當清潔になつた頭髪にのみ使用するのである。然し矢張一日に一度宛位は洗滌消毒せなければならぬと思ふ

### 六 丁子棒

丁子棒は使用後消毒薬の中へ浸すと、先の毛の處がクシャ／＼になつ仕舞ふから消毒を嫌ふ傾がある、クシャ／＼になつたら「パウダー」の中へ入れれば又元

の通りになるものであるから、決して心配は入らぬのだけれどもどうも消毒を億却がる、仕方がないから私は「綿棒」――耳鼻科の醫師の用ふる脱脂綿を巻く棒――を用ひ、一客毎に脱脂綿を取替へさせてゐる。然し花柳界を控えてゐる理髪店などでは、丁子棒は中々廢止が出来ないやうである。

## 第八節 石鹼類

### 一 洗髮用石鹼

大きな石鹼を用ゐて、來る客來る客の頭を洗ふ事は止めさせたいと思ふ。矢張石鹼も一客毎に全く別の物を使ふべきであるから結局「シャンプリーム」を用ひ、一客毎に所要分だけを頭に塗り、洗髪をする方法がよいのである。昔は客の頭を「曹達水」で洗ふ等と云ふ亂暴をやつたものである。これは「いけなし」と止めたら「ウキナス」と云つて、悪い石鹼に曹達を入れ、之れを煮詰めたも

のを使ふやうになつた。この「ヅキナス」も毛髪、皮膚の爲には決してよくないのであるから、成るべく花王粉末石鹼とか、前に記した「シャンプグリーン」位を用ひたいものである。

### 二 鬚剃用石鹼

これは是非「粉末石鹼」を用ひ、必ず一客毎に「石鹼カップ」「石鹼ブラシ」は洗滌するやうにさせなければならぬ。昔のやうに「石鹼カップ」の中へ大きな石鹼を入れこれを何人の客が來ても取替へないで使つて行く、石鹼や「石鹼カップ」の中には毛などが入つて汚なくなつてゐると云ふ不潔な事は是非改めさすべきである。

然し粉末石鹼を用ゐても、使ひ方が悪いと一客毎に「石鹼カップ」を洗はない事となつて、結局粉末石鹼を使用した目的に副はない事がある。即ち鬚の少ない客が來たときに、澤山の粉末石鹼を「石鹼カップ」の中へ出したとすると、勿論

残る、「こんなに残つたのを洗ひ落して仕舞ふのは勿體ない」と云ふやうな考から次の客にも其儘用ひる。折悪しく今度は鬚の多い客が來る。中途で足りなくなる、其處へ足す時に少し考へてやればよいけれども、無造作に澤山投入する、今度も亦残る。矢張洗ひ落すのは勿體ないから、其儘次の客へ廻すと云ふ様な風に、結局一日に二三度しか洗はぬと云ふ事になる、こんな事は少し考へてやること、殊に徒弟などによく教育訓練して置く必要のある事柄である。

## 第九節 被服被布類

### 一 消毒衣(作業服)

理髮師は作業中「清潔ナル白衣」を着用すべき事は各府縣の理髮營業取締規則にも明記してある所である、これは何れの地方に於ても勵行されてゐるが、一

二 反則行爲と考へられる事は、

(1) 夏季になると、「作業衣」を脱いで仕舞つて、甚だしいのは、「網シャツ」などを着て、執業してゐるのがある。

(2) 夏七八月の候は、正午から二時三時頃まで一向お客が来ない、そうして夕方になると立て込んで来る。到底手が廻らなくなると、勝手元から妻女が臨時に店へやつて来て、店を手傳ひ、洗髪洗面又は雲脂搔ぐらゐるやる、こんな時は大抵作業衣を着ないで、浴衣に襟がけと云ふ有様で作業する。

(3) 高等理髪店と稱する店には多くは、洋服を着て作業してゐるが、矢張夏になると「ホワイトシャツ」だけでやつてゐる。「ズボン」の上の方は、顔剃時客の顔面に觸れる、これはよくないから客の身體に觸れる所だけなりと、白い「エブロン」でもしたらよからうと云つて居るのである。

それから「作業衣」は執業中のみ着用すべきものである事は勿論であるのに理髪師は此作業衣を着ながら、子供を抱いたり買物に出かけたりして居る事もある、これ等は改むべき事の一つである。

婦人美髪師

(1) 従業中は、正しい消毒衣を着ること、婦人美髪師の中には袖のないものや胸部をも被はないで唯前垂のやうなものを着用して作業してゐるのを見受けるけれどもこれは改めねばならぬ。

(2) 外髪の際、器具を消毒衣に巻きつけて歩いてゐるものが多いが、よくない事である。

二 刈布と頸巻襟巻

理髪時の「刈布」(刈込の時には客の身)を客の皮膚に直接觸れしむる事はよくない、何と

なれば刈布は一客毎に取替へる事の出来ないものであるからである、こんな事を考へないで刈布を直接客の皮膚に當てゝゐると、頸筋に當る所だけ直ぐ汚れる、他の所は洗濯の糊もとれず折目も延びない内に頸筋は早や汚れてゐると云ふ有様である。これを防ぐ爲に頸巻を用ふるの必要がある。即ち刈布を掛ける前に頸巻を頸に巻いて、其上に刈布を巻くことにして、刈布の汚れを防ぐのである。

「頸巻」は巾三寸以上の布片を用ひること、一客毎に取替へるのであるから、従業者一名に付十筋以上を要するのである。それから頸巻は必ずしも新しい布片でなくてもよろしく、作業衣や刈布の古いのを適當に切つて利用することも一法であるから、成るべく数の多い方がよいのである。

最近「頸巻」の紙が出来てゐる、中には紙の一部に脱脂綿を附けて肌ざはりをよくしてあるものなどある、一客毎に必ず取替へれば、誠によいものである。

### 三、貸手拭

理髪店舗に於ては「貸手拭」は禁止されてゐる、即ち「トラホーム」豫防法に規定されてゐるのである。然し不得止貸與したならば「熱湯消毒」をする事になつてゐる。こんな風に一客毎に取替へねばならぬから、數を多く備付くる必要があり、之れが爲には手拭を半分に切り二枚として、數を多くすること、半分の手拭でも洗面後の顔を拭ふ位には充分である。

### 四、剃刀拭

剃刀を磨いた後に拭ふ「剃刀拭」は清潔なものを用ふること、然し日本剃刀には「日本砥石」の汚い汁が着いてゐる。夫れを拭ふのであるから、剃刀拭は汚く且つ裂けて、ちやうど若芽のやうになつてゐるのを、平氣で用ゐてゐる、これも毎晩必ず洗滌して、いつも清潔なものを用ゐるやうにせなければならぬ。

(1) 肩かけは度々洗濯をなし、常に清潔ならしむること。

(2) 肩かけを使用する際に、頸筋に當る所へ襟巻を用ひ、肩かけの一部が直接客の皮膚に觸れないやう注意すること。

襟巻は長さ二尺五寸、幅四寸位のものがよろしく、ちようど手拭を豎に割けばよい。――従業者一人に付十筋以上用意しておき、一客毎に洗濯すること。

## 第四章 消毒方法

### 第一節 消毒方法の説明

#### 第一 蒸汽消毒

##### 一 蒸汽消毒とは

攝氏六十度七十度殊に百度と云ふやうな蒸汽には、強い殺菌作用がある、これを利用して細菌を殺滅する方法を「蒸汽消毒」と云ふのである。

##### 二 完全な蒸汽消毒は

(イ) 流通蒸汽であり、(ロ) 攝氏百度として、(ハ) 一時間以上行ふべきである。

##### 三 理髪店舗に於ける蒸汽消毒

現在の理髪店舗に於て「蒸汽消毒器」と認め得るものは、例の「タオル蒸器」であるが、これとて攝氏百度に上ぼすことは中々困難である、これを一時間も持続することは、器械の捲らえ方を見ても、又度々タオルの出し入れをせなければならぬ事から考へても不可能であるから、完全な蒸汽消毒とは云へない。

れども、先づ八十度以上に昇せば、大體危険は去るのである。  
「理髮營業取締規則」中に、理髮器具を蒸気消毒してもよろしいと云ふ風に書いてあるのも見受けるが、これは「バリカン」にしても、鋏、櫛にしても、蒸気消毒など出来ない事は、業者諸君の知つて居らるゝ通りである。

### 第二 「フォルムアルデヒド」

#### 一、「フォルムアルデヒド」とは

「フォルマリン」液を熱して、其中に含まれてある「フォルムアルデヒド」瓦斯を發散せしめ、この瓦斯の力によつて殺菌をなす方法である。

#### 二、分量及時間

消毒函の容積一立方尺に付、「フォルマリン」〇・四瓦以上を發散せしめ、少くとも二時間は放置しておくこと。

### 三、此消毒方法の利害

- (1) 消毒する物品を濡らさぬと云ふ利益があるけれども、消毒力が物品の表面計りで、深部には及ばない缺點がある、それであるから理髮店舗に於ても、布片を疊み込んでおいたり、刷毛類を澤山重ねくにしておいては、完全に消毒は出来ないのである。
- (2) 此消毒には温度と云ふことも考へねばならぬ、即ち消毒函の中を攝氏七八十度まで昇せば、非常によく殺菌が出来るのである。
- (3) 以上のやうな條件があるので、有効に行はんとすれば、店舗内が臭くて困るし、臭氣を嫌へば殺菌が充分に出来ぬと云ふ事となり、結局店舗外に消毒室でも設ければ兎も角、さもなくば理髮店舗の消毒には不適當である。
- (4) 美髮師の店舗などでは、丸鬚の型や、「かもじ」等のやうな他に全く消毒方法のないものは、此「フォルムアルデヒド」消毒を行ふより致方がないだらう

と考へる。

### 第四 石炭酸水

各府縣の理髮營業取締規則には、石炭酸水を二十倍とせる處と、三十三倍又は五十倍とせる處とマチ／＼であるが、

#### 一 製法

##### (1) 處方

防疫用石炭酸水	二十倍ならば 五瓦	三十三倍ならば 三瓦	五十倍ならば 二瓦
	九十五瓦	九十七瓦	九十八瓦

府縣によりて「鹽酸」を加ふるやう規定せられ居るならば、「鹽酸一瓦」を加へ、其代り「水一瓦」を減すること。

##### (2) 溶解法

「結晶石炭酸」に注意して熱を加へ液體とする、結晶石炭酸の入つてある瓶を、温湯（熱湯ではない）の中に入れ、其温湯を靜に温め乍ら、石炭酸の漸次に溶けるのを待つこと。

液體となつた石炭酸を其儘にしておくと、又再び結晶するから、溶解したら直ぐ一割位の水を注ぎおくこと。

##### (3) 石炭酸水一千瓦の製法

「二十倍石炭酸水」。液體となしたる石炭酸五十瓦を器に入れ、そこへ温湯三百瓦位を加へて能く振り交せ、更に水六百五十瓦を徐々に注ぎ入れること。  
「五十倍石炭酸水」。液體となしたる石炭酸二十五瓦を器に入れ、そこへ温湯二百瓦位を加へて能く振り交せ、更に水七百八十瓦を徐々に注ぎ入れること。

#### 二 用途

理髮器具即ちバリカン・銕・櫛・剃刀等の消毒に適するのである。

### 三 使用上の注意

- (1) 交ぜ方の悪い石炭酸水は、使用中時に障害を起すことがあるから、能く振盪して使ふこと。
- (2) 石炭酸は成るべく日光を避けて貯蔵すること、石炭酸水にしてからも、餘り色が赤くなつたら取替へること。

## 第五 「クレゾール」水

### 一 製法

總て石炭酸水と同じである、唯「鹽酸」を加へることをしないこと、  
「温湯」を使用しないでもよろしく、水で充分に溶けることである。

### 二 特長

(イ) 價の安いこと、 (ロ) 石鹼を含んでゐるから、脂肪を除く便利がある、即ちカモジのやうなもの「アブラケ」を取るには都合がよく、櫛などに滲み込んだアブラケを除くにも便利である。

### 三 缺點

(イ) 濁つてゐること、 (ロ) 悪い臭氣があること、それが爲に殊に婦人美髮師には喜ばれないのである。

## 第六 「フォルマリン」水

### 一 フォルマリン水とは

三十五%の割合に「フォルムアルデヒド」瓦斯を含んでゐるものである。

### 二 製法

(1) 處方



「フォルマリン」 一瓦

水 三十四瓦

(2)「フォルマリン」水の製法

「フォルマリン」二十五瓦を器に入れ、水八百五十瓦を加へると、合計八百七十五瓦の「フォルマリン」水が得られる。

25瓦×35=875

二、特長

溶解法の簡単なること。

三、缺點

(イ) 劇臭のあること、(ロ) 密閉しておかないと、主成分たる「フォルムアルデヒド」が發散して、消毒力を失ふて仕舞ふから注意しなければならぬ。それであるから少くとも毎日新しきものを作らねばならぬ。

第七 「アルコホル」

一、使用法

府縣令によりて、理髮器具を酒精の中で洗滌させてゐる處と、理髮器具を酒精に浸して點火せしめてゐる所とあるやうである。

二、特長

悪い臭氣のない事と、洗滌のよく出来る事とは誠によいけれども、經濟上非常に不廉であるから、考へねばならぬ。

以上の如くいろいろの消毒方法、消毒藥品があるけれども、一番實行し易いのは、石炭酸水、「クレゾール」水を、一定の容器に入れておいて、洗滌又は浸漬する事が、容易に行はれ易いと考へられるから、此方法について此が實行方法

を述べよう。

## 第二節 消毒方法の實行

### 一、消毒薬の容器

消毒薬を入れる器は、硝子製のものが陶器製のものがよい、理髪店舗の棚の上などにおくには、多少體裁と云ふ事をも考へねばならぬから、硝子製のものなど最もよいと思ふ、又大きさは深さ五寸以上、直徑四寸以上のものでなければならぬ、これよりも小なるものは、理髪器具を充分に洗滌又は浸漬する事が出来ないのである。

右の容器は「バリカン」・櫛・鋏等の消毒に用ふるのであるが、剃刀だけは以上の器具と一緒に浸漬する事は出来ない、それは他の器具と一緒に浸漬すれば、剃刀の齒を傷ける事もあり(西洋剃刀は差支ないけれども)又剃刀と云ふものは

大抵は一人づつが所持して居るものであるから、他の共用の器械と一緒に取扱ふ事は、不可能であるので、これが爲に一つのコップを各人に與へおき、これに石炭酸水を入れて剃刀専用の消毒容器としておいた方がよいのである。又消毒容器には、作業中蓋をしないこと、これは蓋をしておくと、兩手を使はねば消毒が出来ないけれども、蓋さへなければ片手でも消毒が行へる、即ち消毒と云ふ事を成るべく簡單に行ふと云ふ趣旨なのである、勿論夜間作業を終へた後に、蓋をするのは結構な事である。

### 二、消毒容器の置場

容器は作業椅子の近くにおきたい、これも手輕に消毒が實行出来るやうにとの考からである、又時によると消毒容器を「押入」のやうな所に入れてある店舗があるけれども、これは矢張作業場の近くで、成るべく「棚の上」がよいと考へる、それは理髪師の消毒と云ふやうな事は、到底官憲の取締だけでは徹底す

るものではなくて、眞に業者の自覺に待ち、一面顧客の監視に依りて實行させるべきものだと思ふから、容器は客の眼の届く所がよいと信するのである。

### 三、消毒薬の使用法

これは各府縣の「理髮營業取締規則」によつて一定してゐないけれども、多くは（イ）普通客に使用したる器具は、單に消毒薬液の中で洗滌するに止め、（ロ）皮膚病客に接したる器具は、消毒液に相當時間浸漬して消毒する事にしてあるやうである。この消毒容器には、主として「バリカン」・櫛・鉋等の洗滌消毒に使用してゐるのである。

### 四、消毒薬の廢棄

消毒薬と云ふものは、嚴格に云へば朝に製造して、夜は廢棄し、毎日更新すべきものである。然し既に記述したる消毒容器の大きさでは、三磅位の消毒薬を投入せねばならぬ、假に二十倍石炭酸水を用ふるとして、一磅五錢とすれ

ば毎朝三磅十五錢の石炭酸水を買ふて、夜これを廢棄し、毎日消毒薬を新にするると云ふことは、經濟上少し無理なる註文になる、無理なる註文は難きを強ひる事となり、結局は「實行不可能」と云ふ事となるのである。こう云ふ考から私は毎朝消毒薬の上水の清潔な處を別の器に取り、器底に沈澱せる殘渣を棄て、消毒容器を奇麗に洗ひ、先に別の器に取りたるものを元の器に返へす、斯くするときには消毒薬が五勺なり一合なり減する、この減じただけを新しく補充して行く、と云ふ風にやればよいと思ふ、これならば理髮師の一日の負擔は極めて少く、僅に二錢三錢位なものである、此方法にして誠意にあらば必ず實行し得られるものである。

### 第三節 脱脂的洗滌法

府縣によつては「理髮營業取締規則」中に「炭酸曹達液」の洗滌が規定されてゐる處

が大分ある、即ち

炭酸曹達二十五匁を、水一升到溶解し、「カルカヤブラシ」・毛拂・二挺ブラシ等を洗滌するに用ふることとしてあるのである。

「炭酸曹達」と云つても、「洗濯曹達」を用ひさせるのであるから、價格も非常に安いし、脂肪を除くに都合がよく、其上器具が奇麗になるから、理髪店舗には缺くべからざる洗滌法である、又婦人美髪師の店では、夜間作業を了つてから、作業場を拭淨するにも用ゐられるのであるから、誠に重寶なものである。

### 一、曹達の容器

容器は二升以上入る位の「陶器製の甕即ち懸壺がよい」と考へられる、これは丈夫でもあるし、曹達の爲の腐蝕される事も少い、又この中には「ブラシ類を相當澤山投入するのであるから、少しく大きいものを用意したい、即ち二升入の甕の中に、一升位洗濯曹達液を作つておけば、盗るゝやうな事も少くてよいのである。

いのである。

この「曹達壺」は成るべく洗場の附近に置く方が便利である。

### 二、洗滌の方法

炭酸曹達液で洗滌する「ブラシ類」は、一客に使用したる度毎に、直ぐ曹達壺の中へ投入するやうにせねばならぬ、若し一度使用したるものを尙も棚の上などに並べておくと、次の客に使用する事となる恐れがあるから、必ずこれを勵行するやうにしたいものである、店の作業の都合で夜仕事を終つてから一時に洗滌すると云ふならば、それまで使用済のものを纏めて入れておく籠のやうなものを用意しておくやうにしたいものである。

### 三、洗滌の効果

炭酸曹達液で「ブラシ」類を洗ふと實に奇麗になる、十分間も此液の中に浸漬しておくと、よく脱脂するし、これを洗へば「ブラシ」の毛などは勿論木で作つて

ある部分なども白くなり、これを一客毎に繰返へせば實に奇麗になるものである。

婦人美髪師

(1) 婦人美髪師が櫛を炭酸曹達液で洗滌した爲に櫛の通りが悪くなつたならば、「テグス」と云つて醫師が傷の縫合などに用ふる糸なら一等よいけれども、麻糸でもよいからカモジ形にしておいて、二三十回も梳けば、大抵は通りがよくなるものである。

(2) 襟巻、辯直し布片の垢染みたるものを浸漬するに用ふること。

(3) 毎日作業を終りたる後此炭酸曹達液にて作業場を拭淨すること。

第四節 外髪消毒法

婦人美髪師はお客の家へ出かけて行つて作業をするものがあり、所謂「内結び」よりも外髪が多い業者もある位である。理髪師にも出張理髪をする事もあるのである、これらの時は

一「ガーゼ」又は「脱脂綿」に消毒薬を含ませ、これを「石鹼入れ」のやうなものに入れて携帯し行き、一客の作業を了る毎に、この「ガーゼ」又は「脱脂綿」で器具を消毒すること。

二必ず「石鹼」を携帯し、一客毎に手を洗ふこと。

第五章 営業者並従業者の心得

理髪営業者は其府縣の「理髪營業取締規則」に依つて取締を受けてゐるが、其他

「結核豫防法」トラホーム豫防法等とも重大なる關係をしてゐる、即ち

### 第一節 結核豫防法に就いて

#### 一 健康診断を受けること

理髮業者は行政廳の施行する健康診断を受けなければならぬ事になつてゐる、實際は警視廳又は府縣廳に勤務する衛生技師、衛生技手の健康診断を受けるのである。

#### 二 従業禁止

健康診断を受けたる結果結核患者なりとの診断をされた場合には理髮の業務に従事するのを禁せられる場合がある、以上健康診断従事禁止の法律的根據としては

#### 【結核豫防法】第四條

行政官廳ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

一、業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スル者ニ對シ健康診断ヲ施行スルコト

二、結核患者ニ對シ業態上傳播ノ虞アル職業ニ従事スルヲ禁止スルコト

と明記してある。それから此條文に行政官廳とあるは内務大臣又は地方長官であると云ふ事になつて居るが(結核豫防法施行規則第八條)現在健康診断は各地方廳に於て行つてゐるのである、又理髮營業が「病毒傳播ノ虞アル職業」かどうかと云ふ事は地方命令で決する譯であるが、何れの府縣でも結核豫防法施行規則に理髮營業者は必ず加へてゐるのである。

斯の如き法律的根據によつて、「結核患者なり」と診断を受けたる理髮師に對し、地方長官は

(1) 命令書を以て理髮の業務に従事する事を禁ずるか、又は

(2) 理髮營業取締規則の内に、結核患者の従業を禁止してゐるのでこれによつて禁止することにしてゐるのである。

夫れから「結核患者なり」との診断は、何れの府縣に於ても餘程慎重に之を決してゐる、これは其の診断の結果が其の人に對して重大なる影響を與へるものであるから、肺結核の如きは必ず「結核菌を検出したる時に限り」之を決してゐるのである、それであるから臨床症狀としては立派な肺結核の症狀があつても、菌を検出しないものは法令上結核患者として取扱はない爲に、各府縣の「結核患者」の成績を見ても、患者数は誠に少數である、この現象を見て近時理髮業者の内には「井口氏は従前から理髮業者に結核患者が多いとて度々注意を與へてゐたが、各府縣の結核検査の成績を見れば極めて尠い、結核恐るゝに足らぬ」と宣傳するものがあるけれども、以上のやうな譯であるから患者数が少い等考へて油斷をしてはならぬ。

### 三 強制入所

理髮營業者にして結核患者なりと診断せられたるものに對し、地方長官は豫防上特に必要ありと認めて、結核豫防法に據り市の設立したる「結核療養所」へ入所を命ずる事がある。

理髮業者が「従業禁止」せられたり強制入所を命ぜられたりした爲に、其家族が生活が出来ないやうな場合には、生活費の補給を受ける事が出来るやうになつゐる。

### 四 店舗に對する制限

前に述べた數項は、人に對する事柄であるが、其の他に理髮店舗に付行政官廳は、(イ)病毒傳播の媒介となるべき事項を制限するか又は禁止し(ロ)結核豫防上必要なる施設を爲さしむること(ハ)衛生上不良なる建物の使用を制限するか又は禁止することがあります。こんな事は理髮店舗に對し執行せらるゝ事は

ないだらうけれども、關係法令として記憶しておくべきである。

### 五、唾壺の配置

既に第四章第三節に記載した通りであります。

## 第二節 「トラホーム」豫防法に就いて

### 一、検診を受けること

理髮業者は「結核豫防法」の規定と同じやうに「トラホーム」豫防法に依りても検診を受ける事になつてゐる。

### 二、従業停止

健康診断を受けて「トラホーム」患者であると診断された場合には、行政官廳内務大臣又は地方長官は理髮の業務に従事するのを禁ずる事が出来るやうになつてゐる、以上「検診」と「従業停止」の法律的根據としては「トラホーム」豫防法「第四

### 條

行政官廳ハ「トラホーム」豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

#### 一、検診ヲ行フコト

二、「トラホーム」患者ニ對スル業務ニ従事スルヲ停止スルコト

と記載されてある、然るに理髮業者が検診の結果「トラホーム」患者なりと診断せられたるときは、地方長官の考により

(1)直に従業を停止するか。(2)治療を受けしめ、消毒を命じて、若しこれを實行しないやうなものに限り「特ニ必要アリト認ムルモノニ對シ」として従業を停止してゐるのがあり、これは各府縣令に依りて規定されてゐるのである。

### 三、店舗に對する制限

行政官廳は亦理髮店に對し「イ」病毒傳播の媒介となるべき事項を制限するか又は禁止し、「ロ」トラホーム「豫防上必要なる施設をなさしむることが出来るやう



になつて居るこの法律の根據に基き

### 「トラホーム豫防法施行規則」第二條

- 一、貸手拭又ハ共用手拭ヲ備ヘサルコト但シ使用者毎ニ清潔ナルモノヲ使用セシムル場合ハ此限ニ在ラス
- 二、手洗水ハ流出装置トナスコトを命じてあります。

## 第三節 従業禁止の疾病

理髮師、婦人美髮師が、精神病、癩病、傳染性皮膚病等に罹つたときは従業禁止を命ぜられるのであるが、これは何れの府縣の「理髮營業取締規則」にも多少書方の相違はあるが記載されてゐるのである。

## 第四節 「マスク」の使用に就いて

理髮師に對し「マスク」を使用せしむべきか否かと云ふ事柄は、取締の立場に居る人には度々論議される處であるが私は「使用せしむる必要あり」と考へるのである其理由としては

### 一、呼吸の交換

客の顔を剃るのに「逆剃」をやる僻がある、從て顔の右側を(右頬)を剃るときは、理髮師は客の左に立ち、左頬を剃るときは客の右側に立つて居るから、常に客と理髮師とは、顔を向ひ合せて「呼吸の交換衝突」をやつて居るのである。

### 二、談話を交はす

作業中でも客と談話を交はすのである、こんな時には黙つて居たならばよいのであるけれども、理髮師は何か話をしないと濟まないやうな氣がするらし

く、又客も餘り黙つて居る理髪師は無愛想な奴だ等と考へる僻があるので、結局お互に話をし、唾液の飛沫を交換してゐるのである。

こんな事の爲に、理髪店舖に於て客と理髪師との間によくない事即ち傳染病の傳播をやつてゐると考へられる。

大正九年の流行性感胃が流行した時等も、警視廳管内の理髪師だけで三十七名も、此病の爲に死んでゐるが、若し理髪師に「作業中の談話交換」なんと云ふ事がなかつたら、こんなには死ななかつたであらうと考へられる、こんな工合であるから、是非「マスク」を用ゐなければならぬ。

各府縣の「理髪營業取締規則」中に「マスク」に就ては

顔面作業中マスクを使用すべし

と云ふ風に記載してある、之れに依りて朝から晩まで用ゐるのではなく、實際は顔剃時と雲脂搔時にだけ用ゐるのであるから、理髪師にとりても左程苦

痛でもない、是非行ふべきである。

次に「マスク」の形であるが、これは軍人がやつて居るやうに、四角い布片に紐又は護謨をつけたのが一等よろしく、色々な形のものはよくない、又布片は「ガーゼ」ならば六枚重ねたるもの、晒木綿ならば三枚重ねたるものでよろしいのである。

### 第五節 手の清潔消毒に就いて

理髪師は常に爪を短く剪り、手を清潔にしておかねばならぬ、實際理髪師は客の頭を洗ふとき手指を用ふる爲、自然手指は清潔になり、垢を溜めておくと云ふ事は殆んどないのでありますが、尙大抵の府縣では「理髪營業取締規則」の内に作業の前後に「石鹼洗滌」を命じ皮膚病客を取扱つたときは消毒を命じてあるが、これは是非守らなければならぬ事である。

婦人美髪師は兎角「手の清潔」を忽にする傾がある、これは作業場所に「手洗場」の設備を缺いて居る爲であるから、店舗を改善して手の清潔を保たなければならぬ。

### 第六節 営業時間に就いて

理髪店舗の営業時間は頗る長く、朝七時八時から夜十時十一時はおろか、都市に依りては午前一時まで、店を開いて居る處があり、その結果として

- (1) 理髪師は過勞の結果、身體の抵抗力は減じ、總ての病に罹り易くなる。
- (2) 勤務が不規則になる、それは営業時間が長くて、用足しする暇を有たぬため営業時間中に家をあけることとなる。

(3) 助手、徒弟の修養時間がない。

(4) 夜食の悪習慣をつけて、健康上からも、經濟上にも害がある

と云ふ風に澤山の弊害がある、それで営業時間は成るべく午後八時か九時限とすべきである。

営業時間を短縮して店を閉ちてから後に、助手徒弟が時間を悪用する事があつては、却て時間短縮の目的に反するから、營業者は適當に指導を與ふべきである。

大正十三年八月三十日 印刷  
大正十三年八月卅一日 發行  
大正十五年七月五日 二版發行  
昭和三年一月十日 三版發行

複製  
不許

兼著  
兼發行者

井口乘

定價金 參 圓



印刷者

西脇嘉市

東京市京橋區北橫町九番地

印刷所

一成社印刷所

東京市京橋區北橫町九番地

東京市本郷區本富士町

發行所

文光堂書店

電話 下谷 七二七二番  
一四六番  
振替 東京 五七八番

終